

第六十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和四十六年二月十二日(金曜日)

午前十時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 栄君
理事 大竹平八郎君
玉置 猛夫君
中山 太郎君
成瀬 幡治君

委員 青木 一男君
青柳 秀夫君
伊藤 五郎君
岩動 道行君
今 春聰君
津島 文治君
丸茂 重貞君
松井 誠君
鈴木 一弘君
渡辺 武君

衆議院議員

大蔵委員長代理 山下 元利君
理事

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵大臣官房審議官 吉田太郎一君
農林省畜産局長 増田 久君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

国税庁直税部長 江口 健司君
農林省農政局参事官 岡安 誠君

本日の會議に付した案件

○昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月五日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府におきましては、最近における米の需給状況の著しい変化に対処するため、米の生産調整対策を講ずることとし、その一環として、稲作の転換または休耕を行なう者に対して奨励金を交付し、米の減産をはかることとしております。

本案は、このような米の生産調整奨励のための補助金が交付されるに至った経緯等にかえりみ、昭和四十五年度において交付された同補助金にかかわる所得税及び法人税について、その負担の軽減をはかるため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得として取り扱

うとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計算にあたり、三十万円までの特別控除が認められ、これをこえる部分の金額につきましても、その半額が課税対象から除かれることになるのであります。また、法人の場合には、固定資産の取得価額から、その取得に充てた補助金の額を減額した価額を、当該資産の帳簿価額とすることにより、その減額にかかわる損金と補助金の取得にかかわる益金とを相殺することが認められるのであります。補助金を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生せず、課税の繰り延べがはかられることとなるのであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十五年度において約五億円と見積もられるのであります。大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、中川大蔵政務次官より、米の生産調整対策の必要性にかえりみ、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以下がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞすみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(柴田栄君) これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○成瀬幡治君 これは全く突然の話で、あるいは突然といえは突然、あるいは前もってわかつていたといえはそれまででありますけれども、ゆうべのテレビあるいはけさの「朝日新聞」に出ておりますが、カドミウム汚染、そういうようなものに対する補償金が出た場合に、大蔵省はこれに対して課税対象としておりますが、本法律案を議員提案

されるようなときに、そういう問題について衆議院における審議で何か議論になったことがございましたでしょうか。

○衆議院議員(山下元利君) 御指摘の点につきましては、衆議院の大蔵委員会の審議の際におきましては議論の対象にはならなかったでございます。

○成瀬幡治君 私は山下さんに質問はございませうです。それから、あとちょっと大蔵省のほうに聞いておきたいと思ひます。

こういうことは前から予想されておることなんでしょう。そこで、たとえば災害の場合も一つあります。災害の被害にあへば、その減収に対してはいろいろな税の恩典を見ておるわけですね。これは補償金をもらった。だから、一時所得とみなすのだ、あるいは農業所得とみなすのだ——一時所得と農業所得とはたいへんな違いになると思ひますが、農業所得とみなすのだと、こういう決定を大蔵省はして、そのように農業所得とみなして課税をするような通達をしたと、こういうことになっているわけですが、こういうことについては、どういふことなのか、一通り説明をしてもらいたいと思ひます。

なお、なるたけまともな答弁をしてもらいたいから聞きますが、汚染のたくさんところと少ないところによつては、一〇%でもいいとか、あるいは四〇%は必要経費として引くといふような、そういう基準も何か出ておるやに聞いておるわけですが、ここでこまかい御答弁にならないければ、あとで資料としてお出し願えればそれでけっこうでございます。

○政府委員(吉田太郎一君) 最初の、こういう農業に対する災害と申しますか、農業の一種の補償に対してどういふように税制上考えておるかという御質問でございますが、現在、災害であります

とかいうことで心身などに加えられました見舞い金あるいは慰謝金というふうなものについては、非課税の扱いをいたしております。ただ、事柄の性質が、一種の事業が何らかの形で通常の収益を生まない、それに対して事業補償的なものであるというふうなものについては、これは事業所得という形で課税が行なわれているわけでございまして、このカドミウムの黒部市の問題につきましても、後段の御質問の具体的な資料としてどういう扱いをしておるかということにつきましては国税庁のほうで資料を出さしていただくことにさせていただきますかと思っておりますが、原則といたしましては、これは農業所得に対する補償である、事業補償であるという解釈をとっているのではないかと考えております。

○成瀬補治君 これは、出したほうの会社でいえば、当然損金に算入できるわけですね。

○政府委員(吉田太郎一君) 損金になると考えております。

○成瀬補治君 そうすると、理屈はいろいろなことがあると思つて、それから大蔵省の立場もわかるわけですが、出すほうの側でいえば、あなたは慰謝金については課税対象にはなりませんよ、こういうことをおっしゃったのだが、なるほどそれは事業所得とみなすことができるかどうかというところが一つの問題点だと思つて、損害補償だといえれば損害補償になるから、そういうものを大きくいへば事業所得ですよと言つて、受けたほうでいへば何もそれがために非常に得をしておるわけじゃないんですね。おそらく、補償金というものは、いろいろなことを言ひますけれども、損が百あれば、それに対して九十でうまるとか八十でうまるとかということがあると思つて、百十でうまるとかということはないと思つて、たとえはダムをつくるときに田畑なんかに対して難作料とかいふものを払ふ、そういうものと意味が違ふと思つて、これも全く似た税額ではないと思つて、こういうカドミウム汚染なんか当たられた人たちの精神的な

ショックは大きい問題でしょう。それからこういうところから出すという精神的な苦痛というんですか、そういうものは、事業所得ではなくて、弔慰的なあるいは慰謝的な意味というものは相当入つておると思つて、ですから、そういうものをどういふふうに見るかというところだと思つて、単に所得があつたんだから税を取るのには公平の原則なんだから、こういう発想だけでやられてはいへんかと思つて、全く黒部の人たちは戦々恐々としておられると思つて、いつ発病になつてくるかどうかというふうな点について非常に不安になつておられると思つて、単に金が入つたんだから、しかも、それを被害の多いところに必要経費は一〇％だ、四〇％だといふような全く拘り定規的な扱いというものは、いかなるものであろうかといふふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 私が先ほど申し上げまして、一種の所得補償であると申し上げましたのは、税制上のたてまえを申し上げたわけでございます。ただ、いま先生のおっしゃいましたように、具体的なケースにつきましても、事業に対する一種の所得補償であるか、あるいは弔慰的なものであるかどうかというところは、具体的なケース、個々のケースについて具体的にやはり考えてみないといへないことだと思つて、私もまたたまたま税制を所管しておりますので、原則を申し上げたわけでございます。いずれ具体的なことについては、もしも資料の御要求がございすれば、税務執行を行なつております国税庁のほうから提出させていただきますと考えております。

○成瀬補治君 きょうは実は国税庁の方はお見えになつておりませんけれども、そういうことは国税庁のほうでやつていんだとおっしゃるよりも、あなたが、事業所得ならば課税ですよ、慰謝料的なものなら非課税ですよということなんだと、それは個々のケースによつて違ふんだ、こう言われるんですが、それは国税だからおれは知ら

ぬ、こういうのじゃなくて、審議官として、こういうものはほんとうに所得と考えられるものなのか。少なくともカドミウム汚染によるところの汚染田に対して補償をしておるわけなんですよ。それはあくまでも事業所得というふうに解釈されるのか。厳密に解釈してもらへば答えが出ると思うから、何らまだ検討してございせんやというところから、それによつて、どうなんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) この補償金が事業所得であるかどうかということにつきましては、私は、ある新聞で読む限りでは、これを事業所得であると読むのはむづかしいかと思つて、ただ、事業に対する所得を補償するものであるかどうか、所得を補償するものであるか、あるいは慰謝料あるいは見舞い金の性質を有しておるものであるかどうかということについては、さらに具体的なケースを承知していただかないと判定がつかない問題であらうと思つて、確かに、補償金そのものを、先生のおっしゃる意味での事業所得と觀念することについては問題があるかと思つて、事業——この場合でございましては農業所得でございまして、それにかゝる補償である、所得を補償するものであるということについては、そういうことがあり得るのではないかと、こういうふう

に考えておるわけでございます。

○政府委員(藤田正明君) ただいま吉田審議官が答弁しましたように、事業所得であるのか、あるいは慰謝料的な性格であるのかというの、まだはつきりいたしておりません。今後政府といたしまして検討いたしまして配慮いたしたい、かように思ひます。

○成瀬補治君 実は、国税庁といへば国税庁ですが、大蔵省としては態度はもうきつちつときまつてゐるんですよ。補償金を農業所得と見てゐると思つて、だから課税をするんですよ。しかし、そのときに、課税対象からは、必要経費があるだろ、だからそれは肥料代なんぞは引きますよ、こう言つてゐるわけですよ。ですから、ここで

が、現に通達が出て言つてゐることは、もう農業所得とみなしちゃうつてゐるわけですよ。だから問題にしているわけですよ。

○政府委員(藤田正明君) ただいまのカドミウムの黒部の件でございますが、具体的なことがいまわかりませんのではつきりしたことが申し上げられないのが残念であります、通達はそのように出ているかどうかということは、即刻調べまして、また、検討いたしたいと思ひます。

○成瀬補治君 藤田政務次官の言われることは全くそのとおりだと思ひますから、またこの問題は後刻やりたいと思ひますが、そのときには、少なくとも出された通達ということよりも、今後、公害の問題といふものは、単に黒部だけの問題でなく、御案内のとおり安中にもございまして、まだほかにもいろいろな問題で公害の問題はあると思ひます。そして、これは、単にいわゆる農業所得ぐらゐではなくて、ほかにもいろいろな問題と思ひますから、慎重に御検討いただいて、そのときにあわせて御答弁を願ひようと思ひます。

それから次に伺いたい点は、農林省のほうにちよつと伺いたのですが、これは全く大蔵委員会とは無関係といへば無関係な話になると思ひますが、まあ農林委員会等でやつていただくのが本来なんです、一言聞いておきたいと思ひます。それは何かというと、たとえば野菜で生産地指定といふことをやりますで、税金がそのうちのほうに相当多額に、多額といつても二十六億ぐらゐですが、今度の予算では三十億前後だと思ひますが、それにしてもそういうお金が使われているといふことは、物価対策上、あるいは野菜の値段といふものを少しでも下げようと思ひます、そういう問題の中に含まれてゐるだろと思ひますが、そういう場合に、そういうことをやれば、共同出荷といふようなことが義務づけられておるやに聞いておるわけなんです、私ががお尋ねしたいポイントは、少なくともそういうふうに国

のお金が使われておる以上は、ただ単に出したらおしまいではなくて、それがどういふふうな効果をあげておるかという追跡調査を、少なくとも野菜の指定生産地については追跡調査をやっておいでになるかどうか、その点がお聞きしたいのです。

○説明員(岡安誠君) 実は、私、農政局の参事官でございますので、的確に野菜の問題でお答えできるかどうか問題だと思ひますが、知つてゐる限りお答えいたしたいと思ひますが、お説のとおり、野菜等の生産につきましては、生産地を指定いたしました計画の出荷をするという事を指導いたしております。問題は、いま御指摘のとおり、補助金を出しっぱなしにして、効果等の点検といひますか追跡調査をやつておるかどうかいふ御質問でございますが、従来からも追跡調査につきましては随時やつておりましたけれども、特に最近の野菜の値上がり等に際しまして、農林省におきまして、野菜その他の農産物の価格対策につきましても本部を設けまして推進をいたしておるわけでございます。その一環として現在追跡調査をいたしまして、これはどういふようなルートでもって価格形成が行なわれておるかといふことを現在調査をいたしておるわけでございます。

○成瀬幡治君 私知り得ておる範囲は、追跡調査をやられたら、何で補助金をいたしたか、引き揚げなければいふかぬようなところがたくさん出ると思ひますが、そういう場合にはどういふ措置をするのですか。

○説明員(岡安誠君) 補助金の効果の点検といふよりな意味合いからの追跡調査といふことではございませぬ。いわば野菜の末端におきまして消費者の価格の形成の内容といひますか、そういうような調査をいたしておるわけでございます。その結果補助金をどうのこうのといふことは実は考へておらないのでございませぬ。しかし、問題は、それとは別にいたしまして、主産地形成その他の施策が十分効果をあげておるかといふことの点につきましては、別途私もこれは調査した

点検をしなければいけないと思ひております。

○成瀬幡治君 私が言つてゐることゝあなたの御答弁とは全く逆なんですよ、あなたは生産地で一本幾らの大根が消費地で幾らになつておるかといふことは調査しておるやうだが、私はそういうことを言つてゐるのじゃない。少なくとも国費が使われておるんじゃないか、その国費がどれだけ貢献をしておるかといふことを追跡調査をしていただいて、意味がなかつたらやめたいと思ふ、簡単に言へば。共同出荷を半分以上やらなければいふかんといふことをきめて、もしそれをやらなければ補助金を引き揚げるとか返してもらふかと思ひ切つたことをやらなければ意味のないことだと思ふのです。農林省といふものは、補助金を出してしまへば、金を出してしまへば、それで済まいで、あとどうなるかとも、それは会計検査院が指摘するとか、よその役所のやることだ、という無責任なものなんですか。

○説明員(岡安誠君) やりつぱなしといふようなそういう施策をやつてゐるわけではございませぬで、当然その効果につきましても点検をしなければなりません。私も、野菜の主産地の指定等につきましては、単年度の事業としてやつておるわけではございませぬで、継続的にやつておるわけでございます。したがつて、おっしゃるとおり、その効果が現にあがつてゐるかどうか、これは十分点検いたして今後の施策に反映しなければならぬと思ひておるもので、御趣旨の点、十分拝聴いたしまして、今後最も効果のあるように施策の推進につとめたいと思ひております。

○成瀬幡治君 いまの物価の問題でいろいろな議論がされております。それは何かといふと、生鮮野菜が一番高いじゃないか、これが一つ大きなウエートを占めておるという事は、もう百もわかつておることですよ。それを今後やりまじや、全く手おくれじゃないですか。少なくとも主産地を形成してそしてそれを政府が流通ルートの上に乗せてやるというところに主産地形成の補助金が出ておると思ふのです。額が多い少ないといふことはありますが、とにかく出ておることは確かなんです。それが目的に合致しておるのかどうか。ましてや、出した補助金については、義務というものが必ず裏づけられておる。その義務が履行されておらないというならば、補助金を返してもらふというのが私は原則だと思ひます。しかし、片方では、耕作農民の立場から見れば、全くこれだけの価格よりも下回つた場合は買ひ上げるという最低保証方式がとられておるようですが、その価格といふものは非常に安いのです。平均の五年間の七掛けなんといふべらばうに安いから、耕作農民でいへば仲買人にどうしても売らなければやつていけぬじゃないかという理屈があるとするならばそれを排除するとか、着々と次の対策といふものが講ぜられると思ふのです。それが、何も調査もしておらない、これからやりまじや、これはまああなたでございませぬ。これからは、これはおそろく来年もおやりにならぬと思ふのです。こんな調子じゃ。ほんとうに野菜といふものが一つの物価高のたいへんなものになつてゐる。大根でいへば、五十円のものも二百円も新宿へ来るとして、いへば、五円のものも二十円も新宿へ来る。こんなばか話はないじゃないか、どうなんだいといふようなさういふ流通機構の問題もございませぬ。ありますが、その前に、どこでくずれておるかといふと、せつかく出された補助金が生きつておらないところに問題があると思ふのです。だから、私は、何といつても追跡調査と申しませう。出た補助金といふものが生きて、そして少なくとも共同出荷まではルートに乗つたんだ、そこまでは乗せるんだ。それからまたいふんな問題が出てくると思ふんですが、まず第一段はルートに乗せてもらわなかつたらぬ。もしそれにネックがあるとするならば、そのネックといふものは何だ、それを排除する努力は農林省所管なんです。それからまたわななくらならぬと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(岡安誠君) ちょっと最初にお断りしておきました。私は所管の局におりませぬものでございませぬから、こまかい点をお答えできないで、はなはだ申しわけないと思つておりますが、先生のおっしゃるとおり、野菜につきましては、その計画どおりにまず乗つかるといふことが先決であらうと私も考へております。そこで、そういう点につきましていろいろ問題があるとするならば、これは改善しなければならぬといふことを申し上げたわけでございます。さらに先生の御趣旨をよく伝へまして効果があらうように努力をいたすといふことをお答え申し上げたいと思ひます。

○成瀬幡治君 私の守備範囲じゃないといふことをおっしゃる、そのこともわかります。これはもちろん大蔵委員会でございますから、農林委員会等で十分議論をされる問題だと思ひますが、しかし、いま申しましたような点は大事な点だと思ひます。ひととつどういふか、こうか農林省として前向きに、これはおれの守備範囲だとかなんだとかいふことじゃなくて、さういふふうな縄張りやなんにもできないことですから、十分に留意してやつてもらいたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、これはまことに言ひにくいことなんですけれども、どこで御答弁いたしたのか、ちよつとわかりかねます。ですが、外国で「ゼンガクレン」といふことは日本語で通るんですね。「ノウキョウ」といふことは日本語で通るわけなんです。これは一体どういふことなんだといへば、金學連は非常にゲバ棒でやつたといふ有名な。農協は金使いが荒くて相当観光をおやりにする。一体それは金があつてしかるべきものかどうかといふところに私は非常に問題があると思ひます。あるいは休耕補償でハワイ旅行をしたといふような話もあるわけなんです。その真偽のほどは別にして、一体、耕作農民から見れば、實際米はつくりたいわけなんです。それを生産調整だといふて強引に押しつけられてしまふ。これもたいへんなことだと思ふのです。さういふふうなものに対して、少なくとも公平の原則から照らし、片方は休んだ金で、寝ていれば金が入つてくると。だから、おれはそれを持つていくといふ

ことじゃ、何か納税意欲というようなものがそがれるようになってしまふんですね。ですから、そういうようなことについては、農林省としてどういうような指導体制をとっておみえになるものなのか。私も、一反三万何がしという数字が妥当であるかないかということは非常にむずかしい問題だと思っていますけれども、まあそういうふうにきまっていますんですが、どういうような指導の姿勢を農林省はとっておみえになるか、一言お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(岡安誠君) 農協というのが外国で非常
に名前が有名であるということは私どもも聞いて
おりますが、いろいろ農業関係が最近国際的な交
流が多くなったといふことのほかに、御指摘のと
おり、団体を組みましていろいろな外国のほうの見
学に参る、そういうことでその団体が目につくと

いうようなことだと私も聞いております。ただ、私も、そういうような現象だけをとらえずまして、現在農業関係が余り余った所得をあげているというふうには実は考えないわけでございます。従来は、いわば食うことがなかなか困難な状態もございましたけれども、最近、いろいろ計画的に生産をすれば、たとえば年をとった父親なり母親なりにきましてこれをいろいろなところにて一時保養にやるようなそういう余力といたしますか、農業自体が当然持つてあたりまえてあるような余力を備えた農家も出てきているというふうには実は私も理解をいたしておるのでございます。したがって、そういうことで、今回の生産調整につきまして、たとえば休耕についても奨励金をやるのが妥当かどうかということがもちろん御意見としてあるわけでございますけれども、私も、そういう休耕というものは、本来それらをたてまゑとしてそれを第一義的に推進をしていただくというふうには実は考えておらないのでございまして、現在の農業の実情からいしまして、米の生産を減らしまして他の作物に転換をしていたたたくというのを第一義的に推進をいたしたい、そのための奨励金というふうには実は考えております。

す。ただ、農家がいろいろ転作の作物を選んだり、それから実施をする場合におきましては、いろいろの準備、たとえば土地条件の整備なり、技術の導入なり、その他いろいろの準備がございまして、一挙に相当大面積を転作をするというわけにはまいらない場合におきましては、やむを得ず休耕という場合があり得るだろう。しかし、その休耕というものも、ぜひ私どもといたしましては御協力をいただくという意味合いから、額は差をつけてございますけれども、奨励金ということで出していたしました国策に御協力を願うということとを趣旨にいたしておるわけでございます。したがって、遊んでいて金をもらえとか、遊んでいる者にも金をやるという趣旨で私ども奨励金を組んでおらないということとをひとつ御了解いただきたいというふうに考えております。

○成瀬幡治君 私ども、農民の側から見れば全く迷惑な話だと思うんですよ。ですから、そういう点について補助金をお出しになる、これはけっこうです。税金に対しても、そういうものに課税するというのは全くけしからぬ話だと思いますから、これはこれでいいわけです。しかし、いまお話をございましてように、休耕をするだけじゃなく、なるだけ転作をするように、土地を遊ばしめておくのはもったいない話だから転作を奨励しますよ、こういう話ですが、現地で若干お話を聞いてみますというのと、転作をするときに何をつくつたらいいのか村で困っちゃっているわけですね。村長さんをはじめ、あるいは町長さんは、全く頭痛はち巻きなんです。農業指導員にどうしたものでろうと聞かれても、農業指導員も困っちゃう。野菜をつくりなさいといつてつくつたけれども、それはどうにもならない。出荷のルートに乗っていかない。買いたたかれちゃう。全くたいへんで、転作はしたいんだけど転作はできないというのが実情だと思うんですね。ですから、米が余ったんだから休耕してくださいよ、休耕じゃどうもいかぬから転作をと、大体こういう順序に來ていると思うんですよ。転作の構図とい

うようなものはまだ描かれておらぬのではないですか。それに、農林省としては相当具体的な案といふものが出てきそういうことをやられておるのかどうかという点に私は非常に疑問に思っているんですよ。どうも、休耕だ、それをいかにぬから転作だといふふうに思いつきで来たそのままで、具体的な施策には入っていないのじゃないかというふうに受け取っておるわけです。耕地面積の中でいさば何%はもうすでに転作しておりますよという数字が出ておるかもしれませんが、それは、農民がどうにもならず、農民がこころ辺り、じゃなかろうかと思つて、非常に心配しながら、危惧を持ちながら、土地を遊ばせておくのはもつたいない、自分の労力も遊んでゐることだから、ひとつやってみようじゃないかという、そういう転作であつて、それがほんとうに農業所得を補つていくなり、あるいはその労働が社会に貢献するやうな、そういうものになつていないんじゃないか、生活に結びついていないんじゃないか、社会生活に結びついていないんじゃないかと、こういうふうな危惧をしておりますが、いかがですか。

○説明員(岡安誠君) おっしゃるとおり、大々的なといえますか、相当大規模な生産調整は四十五年度から実は行なつたのでございまして、四十五年度におきましては、大規模な生産調整の初年度ということもございまして、農林省といたしましては転作等を中心に奨励をしたつもりでございまして、奨励金につきましても休耕一本ということもあつたかと思ひますけれども、必ずしも大量な転作面積というふうには実は考えておりません。現に、四十五年度の実績におきましては、転作の面積は約七万ヘクタールでございまして、全体の生産調整の三十三万ヘクタールのうちではその占めるウェイトは少ないというのが現状でございします。ただ、私どもは、四十六年度は二年目にもなるわけでございしますし、生産調整の意図また転作についての農林省の考え方等も浸透をいたしてくるといふふうに期待をいたしております。ま

た、先般、地域分担その他の案も公表いたしました際には、米は相当減らしましてほかの作物に転換すべきであるという趣旨も公にいたしましたのでございまして、私どもは、昭和五十年年度の年次におきましては、現在の水田面積のうち約五十万ヘクタールはほかの作物に転換されるものと、また、していただきたいというふうに実は期待をいたしておるのでございます。もちろん、この五十万ヘクタールというのは、一挙にやりますには相当大きな面積でございしますので、私どもは、やはり順次年次を追いましてこれを実施するということとで、とりあえず四十六年度は約十五万ヘクタール程度の転作というものから実施いたしまして、目標年度の五十年度に約五十万ヘクタールの転作を実現いたしたいというふうに考えております。このためには、改良普及員その他の技術員を総動員いたすことはもとより、そういう技術指導のほかには、現実に転作を実施するために必要な施設を充実するために、四十六年度におきましてはこのために約四百億円の補助金等を準備いたしております。これらをあわせて、私どもは、年次を追

いまして計画的に転作を推進いたしたい、かように考えておるのでございます。

○成瀬幡治君　御答弁で、大体、休耕から転作、そういうものに随時移行していく、あるいはそういうところに力を入れていくのだ、予算もそのために相当つけない、こういう御答弁で、たいへんけっこうだと思えます。先ほども申しましたように、農家は、もう米がどうかというようなことは農民自身がよく知っておりまして、そして、農民自身も、これではいかぬじゃないか、とすればどうしたらいいのだろ、ということになれば、おのずから転作というものが出てまいります。ですから、私は、その対策というものを顧みずに適切に、あなたがとおっしゃるように、改良普及員なら普及員のところに各県別にずっとやっていくようなら、に全くルートに乗せるような、そのためには法律改正等が必要だと思えますけれども、そういうものが先になされないと、農民は、心配とい

うことより、不信感というものがあつた。そういう不信感というものが起こることのないようにひとつしていただきたい。その辺は、税金を免除するということぐらゐでは事が終わらない。それは全く後向きな措置なんだからね。前向きな措置というものが国会でとられるようなふうになると非常にいいと思ひますから、ひとつそういう点で御努力願ひたいと思ひます。

それから、最後に、これは大体所要資金は五億と言はれておりますが、四十万に上がつて、どう言つたらいいですか、納める額と申しまして、よく、逆に言えば、ほんとうに一戸で大きく休耕される額というものはどのくらいに押えておいでになりますか。面積はわかるわけですが、今度は、個人で一番大きな面積というものはこのくらい休耕するのだ、そしてそれに対する補償がこのくらいになる、だから税額はどのくらいだということ、な、そういう非常に上位な人たちと、それから五億といふ休耕人員に対してのおおよそ納税人員といふものはどのくらいになるかということをお答え願ひたい。

○政府委員(吉田太郎一君) 政府側としてお答えしていいことかどうか多少疑問かと思ひますが、私どもが四十四年度あるいは四十五年度の奨励金支出の実績等から考えますと、五億の見込みというものは大体妥当なところではないかと考えております。と申しますのは、四十四年度の場合は、きつめて少額と申しますか、四十五年度に比べまして十億円程度の実績がございましたわけでございますが、それについて、サンプル調査と申しますますが、全部の課税状況をいま先生のおっしゃいましたような所得別ということではこの問題について調べることは困難でございますので、北海道におきましてもな税務署で調べましたところ、二百七十五件の交付金の支給が行なわれたわけでございます。それにつきましては、一時所得の特別控除三十万をこえるために、一時所得として申告のございましたものは五件でございます。そのうち四件につきましては、課税最低限以下でございます。

すので、納税額がなく、結局、納税があつたのは二百七十五件中一件であつたといふのが四十四年の実績でございます。四十五年につきましては、これはやはり一時所得の特別控除額は三十万といふことになつておりますが、その前提で一応推算いたしてみますと、生産調整奨励金約千二百億の実績があると思はれるわけでございますが、その中で、休耕と転作との割合、あるいは納税者の割合等を勘案して計算いたしますと、課税所得といたしまして五十億程度が減少するのではないかと。それに対して税率最低の一〇%を掛けますと、五億程度の減少になるのではないかと、かように推算いたしますと、この御提案の五億というのにも妥当な金額ではないかと考えております。

○成瀬藩治君 直税部長さんがおいでですから、カドミウムのことについてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

あなたのほうの通達が出されたようにテレビなりあるいは新聞も報道しておりますからお尋ねするのですが、これは全部が農業所得なのかどうか。これは今後まだどういふ補償金の問題はいろいろ出てくると思ひます。それからもう一つは、イタイイタイ病といへば、本人がもたらす補償金といふようなものもありますね。もう会社に勤めることができなくなつて、それでそれに対してやつた。ただ単に入院費だけじゃなくて、生活全体がこわれたといふような意味で所得として補償されるというやうなやり方というものは今後起きてまいるわけですか。ですから、今度の汚染田に対する補償の課税というものが大きな影響がある問題ですからお尋ねをするわけなんです、どういふふうに立場としておみえになるのか。

○説明員(江口健司君) 一般論はあとにしましていただきます。けさ、「朝日新聞」に、富山県の私の方では魚津税務署管内の問題でございまして出ております。実は、私のほうから本件につきましては特に通達をいたしておりません。したがつて、新聞等を拝見いたしましたして急遽金沢局のほうに事実関係を確かめたわけでございます。その結果をお話し申し上げ、法律的な根拠も御説明すれば、おわかりいただけるかと思ひます。

けさほどの金沢局からの報告によりますと、現地の補償の額は、四十五年の水稲に對ししまして、十アール当たり六百二十五キログラム収穫といふ前提で八万四千円の補償金を支給するといふ約束が日越三市製鐵所と現地との間で結ばれたやうでございます。この六百二十五キログラムの当たりの収穫といふものは、どういふ根拠でこのやうな数字が出たのかは、当事者同士の話し合いの模様でございます。私ども税務当局のほうでは参加してございまして、計算の根拠等はつまびらかではございません。結論としては、いま申しましたやうに、十アール当たりの六百二十五キログラムとして八万四千円ということでございます。そこで、魚津税務署のほうから局のほうに、本件についてどういふ取り扱いをするかという緊急の問い合わせがございまして、局で検討の結果、次のやうな回答をいたしてございまして、これはもちろんあとで申し上げまして法律に根拠を置かしまして局のほうから判断した結論でございますが、この魚津税務署の公害地域の隣接地域の十アール当たりの平均収穫量は、税務署の調査によりますと、四百八十一キログラムでございます。これは四十五年度の産米についての調査の結果に基づく平均値でございますが、これに對する金額六万七千二百二十円が収入金額になるわけでございます。そこで、この四百八十一キログラムの私の調査による平均十アール当たり収穫量と、六百二十五キログラムの話し合いできまりました収穫量との差額をどう考へるかという判断でございますが、局のほうでは、実際の見込み収穫量よりこえたものを見つておりますので、その差額の百四十四キログラムにつきましては、いわゆる心身と申しましたやうな精神的な負担に對する補償金であらう、お見舞い金であらう、こゝろいふやうにみなしまして、これは非課税の規定——所得税法の九条一項二十一号でございまして、この規定の適用ありと判断いたしましたので、課税をしないこととしてございまして、

そこで、一般の平均の収穫量四百八十一キログラムに對するものとしては、これも税法に基づきまして、税法の施行令でございまして、九十四条の規定がございまして、これに見合ったものとして一応収入とみなす、と。ただし、これには経費がかかるわけでございますので、青田刈りの場合——本件の場合には青田の段階で刈り入れをし焼却をしておると、こゝろいふことでございまして、青田刈りの場合の必要経費十アール当たり一万五千七百二十円、これを必要経費として引くことといたしまして、先ほど申し上げました六万七千二百二十円からいま申し上げました必要経費一万五千七百二十円を差し引いた差額五万一千五百円を十アール当たりの所得標準として指導をしたわけでございます。

税法の關係を申し上げますと、先ほど申しました所得税法九条一項二十一号に、補償金、見舞い金あるいは損害賠償金等についての非課税の規定がございまして、それに関連のあるものといつたしまして、施行令の九十四条に、さうした場合の収入にそのうち入れるべき金額をどういふふう計算するかという規定があるわけでございますが、一応収穫がなかったものに対応する見舞い金あるいは損害賠償金といふものは、この九十四条によりまして収入に計算するといふ規定になつておりますので、現在金沢局が指示をしております内容につきましては、この法令に基づいて誤りなき指導をしたものとわれわれは考へておるわけでございます。

○成瀬藩治君 あなたのほうの処置というものが、當・不當のことは別として、筋論としては一応のことは御説明でわかりました。——賛成じゃございせんよ。わかりましたが、さうしますと、余分に付いたものは、これは弔慰的なものがあるからいい。そこで、平均的なものは、いままで例年のその周辺の平均的なものは農業所得とみなして課税しますよ。しかし、農業課税なんだから、当然必要経費を引きますよと、こゝろいふことなんです。さうすると、四万九千五百円です。

か、四万九千円ですか、どれだけが課税対象になるんですか、ちょっとその差額の十アール当たり……。

○説明員(江口健司君) 四百八十一キログラムというのがこの地域での平均十アール当たりの収穫でございます。この金額が六万七千二百二十円でございまして、これに対応する青田刈りのための必要経費が一万五千七百二十円でございまして、これを差し引きますと、差額の五万一千五百円というのが本件地域での十アール当たり所得標準ということになります。

ちなみに、御参考まででございますが、話し合いのつぎました六百二十五キログラム八万四千円という金額のいわゆる一俵当たりの金額、六十キログラム当たりの金額を見てまいりますと、一万三千四百四十円ということ、おおむね四十五年産米の三ないし四等米の中間という単価のようでございます。この辺はどういう話し合いになりましたか、当事者に加わっておりませんのでわかりませんが、結果的に見ますと、三、四等米の中間価格ということで計算したようでございます。——失礼しました。いま六十キログラムと申し上げましたが、百キログラムでございます。

○成瀬幡治君 これは今年度の話ですね。

○説明員(江口健司君) 四十五年分の農業所得の問題でございます。

○成瀬幡治君 これは日鉱の三田市製錬所が全国の初めてのケースでしょう。

○説明員(江口健司君) 私どものほうでキャッチしておきます事例としては、初めてのようでございます。

○成瀬幡治君 この汚染が出たのは、四十四年が初めてですか。四十四年、四十三年、どうでしょう。

○説明員(江口健司君) この地域で私も聞いておりますのは、四十五年分が初めてでございます。

○成瀬幡治君 私が質問しておるのは、こういう汚染というものは四十五年にごそと初めて出た

ものですかと聞いているんです。

○説明員(江口健司君) 安中地区で四十四年分について別な形態のものがあつたと思ひますが、ちょっと手元にこまかな資料を持っておらないのでございます。

○成瀬幡治君 お百姓さんの立場——あなたの方のほうに、簡単に、平均よりもこれだけこえた分だからこれは弔慰金的な性格のものですよとあつたり判断したのだが、交渉の過程の中では、カドミウム汚染というものは、去年もあつたのじゃないか、おとしもあつたのじゃないか、工場ができたときから。そうして、そうしたもの、食べちゃつてわれわれの身体に入っている。もちろん、それは、供出すれば全国にばらまかれると思ひわけです。ところが、その人たちは、それだけを食べておるから、もつとたいへんじゃないかというところで、平均を上回つたその上乗せ分は、ただ単なる四十五年度分のものでそれはこの分の分だけだというより、ずっと前の分まで相当入つた加算じゃないかと思ひます。ですから、その算定方式はいろいろあると思ひます。どういふ形でやつたかと思ひますが、単に上乗せ分だけが弔慰金ですよというやり方は、それは税務署としてはそういうものは一つの発想としてあると思ひます。しかし、納めるほうの農民でいへば、われわれはそうじゃなくて、もつとたくさん補償がもらいたかつたんだけれども、ここまで縮められちゃつたんだ、だからおれのほうではもつと補償額が多いんだよ。精神的なショック、あるいは今後予想される自分の寿命が幾日縮んだんというところはなかなかわかりつこないのだけれども、そういう点についての補償が占めているのは、あなたのほうでいへば平均を上回つたものだけですよ、こういうことだけでは農民は受け取らぬと思ひますがね。あるいは、会社のほうも、上乗せした分だけが全くお見舞い金ですよというのじゃないかと思ひますがね。もう少し弔慰金的な精神的なショックというものを重く見てやつておるといふふうにあなたのほうは解釈して

運営をしてやうといふのが行政じゃないかと思ひます。何でもいから引き算さえすればいいわいといふことだけじゃ、ちょっと考えとしていいかかと思ひます。あるいは、必要経費とするなら、相当働くことを休んだ、それに対しては折衝もあつたと思ひます。あるいは自分たちも何日か寄り合つて相談もしたことだと思ひます。そういうふうなものには必要経費じゃございせんよというなら、やはりそういうやり方というものがいいものかどうか。取る側と納める側というのは、これは相反するものですから、いろいろ意見の食い違いといふことはあつてもしかるべきだと思ひます。が、もう少し農民の側に立つてやれば、農民としては非常に言い分があるのじゃないかと思ひます。そういうようなことについては、何ら考慮を払う用意はございせんか。あなただは、金沢の局のつた措置は妥当なものだと頭からきめ込んでおられるのですか。

○説明員(江口健司君) ただいま先生の御指摘、まことにござつともだと思ひます。私どもも、当委員会の質問の有無にかかわらず、けさ新聞を見まして、急遽どういふ実態かといふことを調べて、その旨をただいま御説明したわけでございまして、御指摘の点はもつともだと存じますし、幸い現在まだ指導中の期間でございまして、もう少し実態を私どものほうでも確認をいたしまして、局のほうとも相談をいたしまして、先生の御趣旨に合う状態のもとに話がされ、あるいはまた、われわれの判断としてもそのほうが適切であれば急遽措置をしてみたいと思ひます。

○成瀬幡治君 何ぶんにも二月十五日から申告が始まるわけですが、十五日の大蔵委員会はないわけですか。この次は十六日しかないわけですか。そこで、こういう問題は、先ほども申しましたように、将来に相当影響を及ぼす一つの一番最初のケースだと思ひますから、ほくは国税庁の立場もわからないわけではないが、納めるほうの立場も、喜んで納税ができるということが一番いいことなんです。私は、公平の原則というものは、い

ろいろなことがあると思ひます。租税特別措置法の中からやつてみたり、いろいろ問題があると思ひますから、そういうような立場から大きな視野に立つて、しかも、公害の問題というものは今後大きな発生をする問題でございまして、運用というものは十分配慮をして、あなたのおっしゃる通りに十分検討されて、血の通つた納税が行なわれるようなそういう行政と申しますか納税制度を確立していただくことをお願いして、私は質問を終わります。

○渡辺武君 この議題になりました法案によります減税措置ですね、これの対象となる奨励金、これは総額が一千二百二十六億円ということでしょう、それからまた、四十六年度は大体どのくらいの額になる見通しでしょうか、その点をまず伺いたい。

○政府委員(吉田太郎一君) この法案の対象になる奨励金の支給は、お話のとおり、千二百二十六億円でございます。それから四十六年度の予算におきます生産調整奨励金の総額は、千六百九十六億円でございます。

○渡辺武君 昨午が千二百二十六億円で、四十六年度つまり本年度が千六百九十六億円ですね。ふえておるわけですねけれども、今後奨励金はふえる傾向を持つといふふうにお考えでしょうか、どうでしょうか。

○説明員(岡安誠君) 昨年とことしにおきましては、奨励金につきましては、まず目標の面積が違ふといふことが一つございまして、昨午は、一応百万トンという目標でありまして、実際は百三十九万トンでございました。来年度は、一応私どもは二百三十万トンという目標でいろいろ生産調整をいたしていきたい。それから単価につきまして、昨午は休耕奨励金一本で計算しておりますけれども、今回、転作を奨励する意味におきまして、転作のほうにウェイトを置きまして、休耕のほうは下がるという操作をいたしまして、単価的にも違つております。

今後ふえるかという御質問でございますが、私

ども、先ほど申しましたように、大体二百三十万トンがらみの生産調整は今後とも継続したいと思っておりますけれども、中身におきましては転作をふやしていきたい。来年度は大体転作のほうは十五万ヘクタールということを一応考えておりますけれども、これがだんだんふえていく。そういうふやすということになれば、その結果、転作に對しまして交付する奨励金、休耕に對しまして交付する奨励金が違います。その限りにおきましてはふえるということも考えられます。なお、もちろん、単価等につきましては、今後なお財政当局と折衝する余地がございますので、単価が若干変動すれば、また増減があり得ると考えております。

○渡辺武君　そうしますと、年々相当に多額の奨励金を支出するということになりかと思つておすね。もちろん、この奨励金は、政府の責任で増産をさした米作、これをこの段階に來て生産制限しろということ、また政府が言つてみれば農民の意圖に反して押しつけておるといふことで出しておる金ですから、これは出すのは當然で、そして、いま議題になつております法律案に出ておりますように、これに税をかけるというやうなことはやるべきではない。これは當然のことだと思つておす。しかし、それにしても、千数百億円という金の支出するならば、その金が十分に有効に生かされなやならぬだろう、これは國民だれもが當然考へることだと思つておすね。その見地から見てみますと、この生産調整奨励金が從來十分に役に立っていたかどうか。私は、あまり役に立っていないかたじやないかといふふりに考へるんです。いまの御答弁の中に、当初生産調整百万トンであつたのが百三十九万トんに達したといふことで、表面的には生産調整が目録量よりもふえているように見えておりますけれども、しかし、内容を洗つてみますと、これは必ずしも國民にとつてあるいは農民自身にとつても有効なものであつたといふふりには言えないと私は思ふのです。

まず、考へてみますと、生産調整百三十九万トンのうち、休耕が六六%を占めておる。つまり、休耕の比率が圧倒的に大きい。これに土地改良の夏期施行一二%を含めると、合せて七八%これが大体休耕といふふりに見て差しつかえないと思つておす。そうしますと、転作がわずかに二%程度です。こゝろいふことになるのです。休耕の比率が非常に大きい、八割程度だといふことになりまして、これはいつでもまた米作に戻るといふ条件が可能性としては残されておるといふふりに見て差しつかえないと思つておす。さらに、転作の内容も調べてみますと、野菜が非常に大きく約四割を占めておるといふやうな状況で、永年作物に転換するならば、これは米作に戻るといふ可能性はなからうと見ていいわけですが、野菜のやうな生産に転換したといふことになりまして、これまたいつ米作に戻るかもわからぬといふ条件だと思つておす。こゝろいふことで、私は、やはり米過剩問題が正しく解決されつたといふふりには見られない。一時的には確かに米作の削減が行なわれておるとは言つても、いつ戻るかわからぬといふ状況です。したがつて、せっかく出した奨励金も有効には使われていないんじやないかといふふりに思つておすけれども、一体その原因がどこにあると考へておられるか、まずそこを伺いたいと思つておす。

○説明員(岡安誠君)　お話のとおり、四十五年度は生産調整におきまして休耕が大部分を占めたこと、結果的には御指摘のとおりでございます。私も、私どもも四十五年度におきましては転作は非常に奨励をいたしたつもりでございますけれども、先ほどちよつと申し上げましたとおり、全国的に大量の生産調整をいたしました第一年度でございます。準備その他役所のほうの側におきましては必ずしも十分でなかつたといふ点もございまして、受け取る農民のほうにおきましては必ずしも準備が十分でなかつたといふことで、私も、必ずしも二%七万ヘクタールに及ぶ転作面積で十分と考へておりませんけれども、一

応の成果をあげたものといふふりに実は考へておるのでございまして、四十六年度におきましては、この倍程度の転作になるやうにということでも順次進めるといふのが私どもの方針でございます。御指摘の中でも、転作の中で永年作物に転換するのはいけけれども、野菜等につきましてはいつでも戻れるんではなからうか、これでは転作の意味がないといふ御指摘でございますけれども、もちろん水田がまず転換をいたしまして宅地その他になるといふことは水田がつぶれる第一でございます。果樹等永年作物面積を推算いたしまして、なかなか私どもの予定しております五十万ヘクタールをこえるやうな水田の減少といふわけにはまいらないといふふりに実は考へております。

たゞ今は現在でも不足いたしております飼料作物なり大豆その他のものにつきましては私どもやはり生産を希望してゐるわけでございますし、野菜等につきましては、これは計画的に増産をされるならば、ぜひ私どももさういふやうにお願いをいたしたいといふふりに考へておるものでございまして、さういふやうな作目につきましても私どもは転作を奨励をいたしたいといふふりに思つております。御指摘のように、野菜については、いつでも米に戻れるんではないかといふ御指摘でございますが、確かに物理的にはさういふことも言われると思つておすけれども、一度農家の経営の中に定着をいたしますれば、さう簡単に、こゝろは野菜をつくり、来年は米をつくるというわけにはまいらない、やはり野菜農家は野菜農家らしい経営形態といふものを整えるわけでございますので、私どもは、これらの面積等が相当程度安定性をもつて農家の経営に定着するものといふふりに実は考へておるものでございまして。

○渡辺武君　いま、飼料作物、大豆その他の作目の名前があらがひまして、さういふ方向に転換することが望ましいといふふりに言われておりますけれども、私も、いま日本の農作物の自給率が

年々低下していつておるといふやうな事態からしまして、何も外国から輸入するまでもない、国内でもつづつておると思へば十分つくれるやうなものがあるの、それを農民につくらせないうで外国から輸入するといふやうなばかな農政は一日も早くやめなやならぬといふふりに思つておす。したがつて、いま日本で特に自給率の低い麦類とか、あるいは大豆とか、飼料だとか、さらに言えば野菜、あるいは畜産物、さういふやうなものの生産の拡大と、米の生産削減と、両々相まって進めなければ日本農業の総合的な発展といふことはあり得ないんじやないか。むしろ、このままの状態では日本農業のやうておられるやうなやり方で米の生産調整を進めていけば、日本の農業自身が全体として先細りになるといふふりに思つておす。

そこで、考へますことは、いま申しましたやうに、農民がなかなか休耕はするけれども転作のほうに足を踏み出さうとしないう原因です。ね。いま、初年度でいろいろ特殊な事情もあつたといふやうな御答弁ですが、私も、やはりさういふところはもう少し詰めて考へてみる必要があるんじやないかといふふりに思つておす。たとえば、これは農林省の発表したものですから御存じかと思つておす、米と他の農作物の家族労働報酬比較といふのがございまして、一日当たりの家族労働報酬で比べてみますと、米が一日当たり二千七百九十四円といふことになつております。これは作目の中では最高水準ですね。その次が鶏卵で二千三百三十三円、それから肉豚が千九百七十四円、次がミカンの千九百十六円、それから生乳の千八百四十八円といふやうな順序になつておる。つまり、同じやうに農民が働いても、その労働から来る報酬が、米が最高であつて、そのほかの作物についてはずっと低いといふやうな状況があるんです。客観的な現実として、だから、さういふ現実をそのままにしておいて、さうして転作しろとただ言うだけでは、これは農民としては当然転作はできない。だからして、

件さへ整へばまた一番報酬のいい米に戻ろうというのを考えるのは、当然なことだと思ふんです。一度野菜をつくり始めれば、それが農家の条件になって、米への転作は妨げられるとおっしゃいますけれども、そんなことはないですよ。農民の事情を見てもらいなさい。一体それが一番報酬がいいかということでは当然ながら自分の作目を選ぶわけですからね。だから、その問題を解決しなければ、いま申し上げたような問題の根本的な解決はあり得ないと思ふんです。その点、どんなふうにお考えになっておられますか。

○説明員(岡安誠君) 御指摘のとおり、現在、そういう労働報酬そのものにつきましては、特定の野菜等を除きますれば、米が最高であるというふうなことになるわけで、それ以外のものにつきましてはは相当低くございまして、それによつても、そういうものを放置したままでは転作ということになれば、当然、おっしゃるとおり、より有利なものに行くというのは当然でございます。私どもが今回転作を進める場合におきましては、そういうような条件の改善ということもあわせてねらっているわけでございまして、たとえば生産性を上げるためには、規模の利益といふことも、規模を拡大しなければならぬ。それから機械等も、相当程度の高性能の機械を入れなければならぬといふようなことも考えまして、土地基盤の問題、そういう資本の導入の問題等につきましても、私どもは、先ほど申し上げましたように、四十六年度におきまして四百億をこえるような補助金をつけまして、あわせて条件の改善をねらっているということでございます。

○渡辺武君 時間がありませんので、あまり考えを十分に申し上げる余裕もございませんが、私どもは、それじやだめだと思ふんです。まず、第一に、いまの農産物の自由化ですね、これをやめて、外国農産物の輸入を制限しなきゃならぬ思ふのです。日本の国内で従来小麦などを十分つくっておった。ところが、いま、小麦の自給率がずっと下がって、大体二割台に下がっているで

しょう。これは、小麦の輸入は自由化されているわけじゃないけれども、自由化同然ですね。どしどし外国の小麦が入ってきている。大豆、菜種にしても同じことだと思ふんですね。外国農産物の競争の圧力で国内の農民の生産が非常に大きな打撃を受けているという条件のもとでは、転作しようにも転作できない。いまあなた方が言ったような基盤整備その他に規模の利益その他といふことですけれども、一方で外国農産物のどんどん流入するのにもかかわらず、そういうことをやろうと思つたって、これはなかなかできやせぬですよ。この点が一つです。

それからもう一つは、野菜なり畜産なりその他の農作物について、何よりもまず生産の安定ですね、そうしてまた、生産安定の条件になる価格の安定ですね、これを保つていく必要があると思ふんです。価格の安定をやるためには、これらの点について国が責任をもつて価格保証制度をしっかりと確立するということが必要だと思ふんです。そういう方向に進むおつもりがあるかどうか、これをまず伺いたいと思ふんです。

○説明員(岡安誠君) おっしゃるとおり、自由化といふことも、外国農産物の影響といふものは、わが国の農産物の価格について非常な影響のあることは、御指摘のとおりでございますが、私どもは、まず、そういう弱いといふ競争力、競争力の弱い農産物を育成するために自由化の障壁を設けておくということがいいかどうか、これは検討しなければならぬ。やはり、根本は、外国農産物にもたえ得るような基盤を持つた農業にいたしたいというのが念願でございます。そのために、自由化のテンポ、それから自由化に伴います措置等は、必要なものは措置をしていくというふうに実は考えておるのでございます。

ておるわけでございます。

○渡辺武君 その問題につきましては、いずれ時間をとってゆつくり議論したいと思ふんです。ただ、たとえば野菜の問題につきましても、いま行なわれている野菜生産出荷安定法でしたかね、あれによる価格保証の問題をとつてみましても、農民に直接聞いてみますと、実情に合っていないと言ひます。たとえば私も調べました群馬県の場合ですと、キャベツの例ですと、キロ当たり生産費が二十六円六十銭といふのに、保証基準価格はわずか十九円五十銭といふことで、少なくともこの保証基準価格を生産費に見合うところまで引き上げてほしいという非常に強い要望があります。そのほか、補てん率などいろいろ問題がありますが、これは私の持ち時間ほとんどなくなりつたので、またいずれ時間をとつてゆつくり議論したいと思ひます。

もう一つこの際伺つておきたい問題があるんです。それは何かと申しますと、農林省のほうは、二月の二日の日ですと、二百三十万トンの生産調整目標の都道府県割り当て数量ですね、これを提示し、さらに政府買い上げ限度数量で七百六十万トンですね、これも提示したというふうなことで、今年度の生産調整の実施に踏み切つたわけですね。ところで、これについて農協の中央会が非常に強い不満を持っているというところは御存じのとおりだと思ふんですね。

まず、第一に、生産調整に強制力を持たせるための買い入れ制限を一方的にやろうとしていること、それからもう一つは、二百三十万トンの目標数量、それからまた奨励金の額についても、農業団体との相談、了解なしに、政府が一方的に決定し、強行したということ、今回の生産調整には責任を持てない、政府の責任でやなえといふような強い態度を去年とは変わって打ち出してきているというのがことしの特徴じゃないかと思ふんですね。

それで、私どもは、農業団体がこういうような態度をとっている一番大きな原因は、従来政府は

米の食糧制度は守つていくんだということをたびたび言明しておつたにもかかわらず、今度は、御承知のように、米に対する物価統制令の適用をやめるとか、あるいはまた、米の商人の新規参入をかなり大幅にゆるめていくというふうなことで、流通面のはうから食糧制度をくずしていく。さらにはまた、これは今後どういふふうによられるおつもりかそれも伺いたいのですけれども、米の二段米価、あるいはまた買い入れ制限など、いろいろ食糧制度の根幹そのものをくずすような措置をとつておられる、そこに対する農民の不満が、一番大きな根本原因としてあるんじゃないかと思ふのです。ですから、せつかく出される千数百億円の生産調整奨励金、有効に農民の利益にも国民の利益のためにも働くためには、先ほど申しましたように、農産物の無制限な輸入を制限すると同時に、農民がみずから喜んで転作できるように、価格保証制度を米以外の農産物にも確立すると同時に、いま申し上げた米の食糧制度を堅持していくということが必要だと思ふんです。

一体、農協のこういう強い態度に対して、今年度の生産調整二百三十万トンというのをいかにしてやつていくおつもりなのか。成功的にやつていく自信があるのかどうか。私どもは、農民団体のこういう強い抵抗の中でこういうふうなことを強行すべきじゃないと思つておりますけれども、その点についての御意見はどうなんですか、それを伺いたい。

○説明員(岡安誠君) 御承知のとおり、今回の二百三十万トンの生産調整実施にあたりまして、私どもは、これは政府だけではなかなか成功するわけにまいりませんので、都道府県、市町村の御協力をはもとより、農業関係団体につきましても協力を得たいということで、数次にわたつて懇談その他をしてまいつたわけでございまして、現段階におきましては、必ずしも農業団体のほうの全面的な御協力というわけにはまいらないというのが現状だろつと思ひます。ただ、相当回数を重

ねまして懇談をしていく過程におきまして、農業団体におきましても、やはり現在の日本農業の置かれております現状認識につきましましては私どもとそう変わっておりませんし、その認識の中から米の生産調整等実施しなければならぬ、また、転作も進めなければならぬという考え方もそんなに変わっていないというふうには実は考えておられないのでございまして、いろいろこの二百三十万トンの実効を確保する面におきまして考え方が多少違っている点から現在問題が残っておりますが、今後、先生のお話がございましたとおり、都道府県、それから市町村、それから農家というふうに、いろいろ生産調整の実施に御協力をお願いする段階におきましても、関係の方の御協力というものもおおいに得られていくものというふうに期待し、また、そういうふうな私どものほうもさらに働きかけてまいりたいというふうに思っているものでございまして。

○渡辺武君 最後に、問題の根本は、いま申しましたように、食糧制度の問題なんです。農民が一番不満を持っているのは、政府がいまままでの言明を実質上踏みにじって、食糧制度そのものを將來は廃止してこの間接統制もしくは米の自由流通の方向に切りかえていくところにいる、いまやっている措置はそれをなしくずしにやろうとしていることだということが一番の不満の中心なんです。この食糧制度をどうするつもりなのか、最後にその点だけ伺いたい。

○説明員(岡安誠君) 食糧に對します考え方につきましましては、それぞれ農家といましても地帯地帯によりましては、考え方とも違ふこととございまして、また、団体等におきましてもその対応策が違つた形であつてゐるというふうには実は考へております。私どもは、今回の諸制度は、やはり生産調整を実施あらしめるために必要な施策等を立て、さらには、実情に合はせまして最小限度の手直しをしたというふうに考へております。今後の食糧制度というものは、やはり生産調整実行の段階におきまして制度のあり方その他は

順次検討もなされていくものであらうというふうな考へておるわけでありまして。

○委員長(柴田榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(柴田榮君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認め、さうや決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、塩業の経済的諸条件の変化に對処して、新技術による塩の製造方法への転換を基本にその近代化を促進するため、塩業整理交付金の交付に関する措置等を講ずることにより、塩田等の整理を行なうとともに塩の価格の国際水準へのさや寄せを図り、もつて塩業の自立化のための基盤を醸成することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 塩、かん水、再製又は加工、それぞれ塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項、第二項、第三項又は第四項に規定する塩、かん水、再製又は加工をいう。

二 塩又はかん水の製造者、塩専売法第六條第一項の許可を受けて塩又はかん水を製造する者のうち、塩以外の物を製造する過程において副産物として塩を製造する者(以下「副産塩製造者」という。)その他政令で定める者以外をいう。

三 塩の製造者、塩専売法第六條第一項の許可を受けて塩を製造する者のうち、副産塩製造者その他政令で定める者以外の者をいう。

四 塩元売人、塩専売法第二十四條第一項の指定を受けた塩の元売人をいう。

(交付金の交付)

第三条 日本専売公社(以下「公社」という。)は、次に掲げる者(以下「廃止業者等」という。)に對し、塩業整理交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

一 昭和四十五年十二月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの間に塩専売法第十二條第一項の許可を申請した塩又はかん水の製造者で、当該許可を受けて公社の指定する日までに塩又はかん水の製造を廃止したもの(その者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人)

二 この法律の施行の日(以下「適用日」という。)から昭和四十六年十二月三十一日までの間に塩専売法第六條第三項の許可を申請した塩の製造者で、当該許可を受けて公社の指定する日までにその者の製造場のうち塩田(堤防により海面から区分された土地でかん水の製造の用に供されるものをいう。)の部分におけるかん水の製造を廃止したもの(その者が合併により解散した場合には、その合併後存続する法人又は合併により設立された法人)

(交付金の額)

第四条 前条第一号に掲げる者に対する交付金の額は、その交付を受けるべき者の同様の製造の廃止の際に当該製造の用に供されてゐる製塩施設の当該廃止による減価をうめるための費用、当該廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用及び当該廃止に係る転廢金を助成するための費用で政令で定めるものについて、それぞれ政令で定める算定基準により算定した金額の合計額(同号に掲げる者のうち昭和四十五年十二月一日から昭和四十六年二月二十八日までの間に塩専売法第十二條第一項の許可を申請した塩又はかん水の製造者で、当該許可を受けて公社の指定する日までに塩又はかん水の製造を廃止し、かつ、昭和四十五年の公社の予算に基づいて公社の定める塩業整理に関する補助金の交付を受けたもの(次条第一項において「昭和四十五年度廃止業者」という。)については、その受けた額を控除した金額)とする。

2 前条第二号に掲げる者に対する交付金の額は、その交付を受けるべき者の同様の製造の廃止の際に当該製造の用に供されてゐる製塩施設の当該廃止による減価をうめるための費用、当該廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用その他政令で定める事項について、それぞれ政令で定める算定基準により算定した金

額の合計額とする。

3 前二項に規定するもののほか、これらの項に規定する製塩施設の範囲及び減価の算定方法その他の交付金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の請求及び交付の手續)

第五条 第三条の規定に基づき交付金の交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、公社に対し、あらかじめ届け出た製造の廃止の日(昭和四十五年度廃止業者については、適用日)から一月以内に、塩業整理交付金交付請求書(以下この条において「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、請求書の提出期限を延期することができる。

3 公社は、請求書が提出されたときは、これを審査し、交付金を交付すべきであると認めるときは、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該請求書を提出した者に通知しなければならない。

4 公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付することができる。

(納付金)

第六条 塩の製造者(塩専売法第二十条の規定により製造者とみなされる者を除く)は、交付金の交付に係る費用の一部を定めるため、昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に公社に納付する塩(同法第十四条第四項の規定により納付があつたものとみなされる塩を含む)について、一トンにつき七百円をこえない範囲内において政令で定める金額の納付金を、その収納代金の支払を受けるつど、公社に納付しなければならない。

2 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対して支払う塩の収納代金から、支払のつど、その

塩に係る納付金に相当する金額を控除することができる。

(課税の特例)

第七条 廃止業者等が交付金(第四条第一項に規定する補助金を含む)の交付を受けた場合(当該交付金の交付の目的に應じ廃止業者等を通じて他の者が支払を受けた場合を含む)には、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(合理化目標価格)

第八条 公社は、第一条の目的を達成するため、塩の収納価格を昭和五十年度の始まる時期において輸入塩価格(輸入した塩を食料の用に供する塩とするため再製し又は加工した場合の価格をいう)の水準とすること及び段階的にこれに近づけることを旨として、適用日から一月以内に、昭和四十六年度から昭和五十年度までの各年度における塩の収納価格に係る合理化目標価格(以下「目標価格」という)を定めるものとし、これらの各年度において塩専売法第五条第二項の規定により塩の収納価格を定めるときは、目標価格を基準とし、その他の経済事情を参酌してこれを決定するものとする。

2 公社は、目標価格を定めたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(事業近代化計画書等)

第九条 塩の製造者のうち昭和四十七年一月一日以後引き続いて塩を製造しようとするものは、公社の定めるところにより、事業近代化計画書(以下この条において「計画書」という)を作成して、これを公社に提出しなければならない。

2 計画書は、目標価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に、健全な経営をすることができるとを目標として、作成するものとする。

3 公社は、第一項に規定する者で塩専売法第六条第三項の許可を申請するものについては、その者に係る計画書の内容が製造の方法、製造能

力その他の事項について公社の定める基準に適合しており、かつ、その者がその計画書の内容を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

4 公社は、当分の間、塩専売法第六条第一項の許可を申請する者(当該許可を受けて副産塩製造者となろうとする者その他政令で定める者を除く)が同法第七条第一項各号に該当しない場合においても、その者の製造に係る塩又はかん水の製造原価の見積りが公社の定める基準に適合しないと認めるときは、当該許可をしないことができる。

(販売の特例等)

第十条 塩の製造者は、当分の間、塩専売法第二十三条第二項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、次に掲げる塩を塩元売人に販売することができる。

一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九・五以上の塩
二 塩専売法第二十九条第一項に規定する化学製品の製造又は漁獲物の塩蔵の用に供される塩
三 添加物を混入した塩
四 その他政令で定める規格を有する塩

2 前項の許可を受けて販売することを目的として同項各号に掲げる塩を製造しようとする者は、公社の定めるところにより、公社の承認を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けようとする者は、その者が販売しようとする同項各号に掲げる塩につき、その規格、数量、販売先その他公社の定める事項を記載した申請書を公社に提出して、申請しなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 公社は、第一項の許可を受けた者が当該許可に係る事項に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

5 塩元売人は、塩専売法第二十三条第三項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、塩の製

造者からその製造した塩で第一項の許可があつたものを買い受け、又は他の塩元売人から当該塩を買い受け若しくは他の塩元売人に当該塩を販売することができる。

6 塩専売法第五条第一項、第十四条第一項及び第四十二条第一項の規定は、前項の塩については、適用しない。

(収納の特例)

第十一条 公社は、当分の間、前条第一項の許可があつた塩を除き、塩専売法第九条の規定により塩の製造数量を制限した場合には、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その数量をこえない範囲内においてあらかじめ製造場ごとに割り当てた数量に限り、収納するものとする。

(大蔵省令への委任)

第十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手續その他その執行に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条及び第十一条の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に旧塩業整備臨時措置法の規定の適用を受けてされた処分については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)」を「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和四十六年法律第七号)」に改める。
第二十七条第一項第七号中「塩業整備臨時措置法」を「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」に改める。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、管理美容師制度に関する美容師法（第八九号）（第一〇九号）

一、支那事変国債償還に関する請願（第二一〇号）

一、映画等の入場税減免に関する請願（第一八三号）

第八九号 昭和四十六年一月二十三日受理

映画等の入場税減免に関する請願
請願者 茨城県勝田市共栄町八 鈴木富治
外二十五名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一〇九号 昭和四十六年一月二十五日受理

映画等の入場税減免に関する請願
請願者 茨城県古河市末広町一六三 杉森
康伸外三十一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二一〇号 昭和四十六年一月二十五日受理

支那事変国債償還に関する請願（六通）
請願者 宮崎県西都市大字中尾一五一宮崎
県郷友会東米良支部内 浜砂益栄
外二百八十六名

紹介議員 黒木 利克君

支那事変論功行賞により交付された国債（記名、
受給者数約二百七十二万人、額面合計約九億円）
をすみやかに償還されたい。

理由

軍人恩給の復活、金し敷章年金に関する特別措
置、農地解放に関する旧地主に対する補償、在外
私有財産に対する補償等が解決されたにもかかわ
らず、支那事変論功行賞の国債による賜金が無効
にされたまま放置されていることは、全く片手落

ちの行政措置である。

第一八三号 昭和四十六年一月二十八日受理

映画等の入場税減免に関する請願

請願者 群馬県桐生市仲町二ノ五ノ二九
蜂栗伊佐雄外十三名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金に
ついての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律案

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
案

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律案

（所得税の特例）

第一条 個人が、昭和四十五年産の米穀の生産を
行なわなかつたことにより政府から米生産調整
奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人
の昭和四十五年分の所得税については、その交
付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律
第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時
所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付
の基因となつた農地に係る損失又は費用として
大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受け
た金額をこえる部分の金額を除き、当該一時所
得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九
号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、
昭和四十五年産の米穀の生産を行なわなかつた
ことにより政府から米生産調整奨励補助金の交
付を受けたものが、その交付を受けた日の属す
る事業年度においてその受けた金額をもつて固
定資産の取得又は改良をした場合において、そ
の固定資産につき、その取得又は改良に充てた
金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により
減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定め
る方法により経理したときにおける法人税法
（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用につ
いては、政令で定めるところにより、その減額
し又は経理した金額に相当する金額は、当該事
業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入
する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項
の米生産調整奨励補助金の交付を受けた日の属
する事業年度の翌事業年度開始の日からその交
付を受けた日以後二年を経過する日までの期間
内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得
又は改良をした場合について準用する。この場
合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案
関稅定率法等の一部を改正する法律
（関稅定率法の一部改正）

第一条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四
号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第
二号とし、第四号を第三号とする。

第十四条第十一号中「使用されたもの」の下に
「又は輸入の際に使用されているもの」を加え、
ただし書を削り、同号に後段として次のように
加える。

この場合においては、前号ただし書の規
定を準用する。

第十四条第十四号ただし書を削り、同号に後
段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の
規定を準用する。

第十四条第十五号を次のように改める。

第十五 削除

第十四条の二中、「その輸入が」を削り、「又
は第十四号本文」を、「第十一号前段又は第十四
号前段」に改める。

別表の関稅率表の解釈に関する通則の備考中
5を6とし、4を5とし、3の次に次のように
加える。

4 この表の各号に掲げる物品を詰めて輸入
する容器で、当該物品に通常使用する種類
及び価値のものは、当該物品に含まれるも
のとして取り扱う。

別表第三部第一五類の備考1中「第一五・〇
一号」の下に「又は第一五・〇七号」を、「豚脂」
の下に「又は植物性油脂」を加える。

別表第一五・〇七号中

一 大豆油	一キログラムにつき二八円
二 落花生油	一キログラムにつき二八円
三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき二八円
四 ひまわり油	一キログラムにつき二八円
五 綿実油	一キログラムにつき二八円
一 大豆油	一キログラムにつき二八円
(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円
二 落花生油	一キログラムにつき二八円
(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円
三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき二八円
(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円
四 ひまわり油	一キログラムにつき二八円
(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円
五 綿実油	一キログラムにつき二八円
一四 その他のもの	一キログラムにつき二八円

一四 その他のもの	一キログラムにつき二八円
(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円

改める。
別表第一六・〇二号中「三 その他のもの」

「三 その他のもの」	二五%
(一) 単に水煮した後に乾燥したもの	一五%
(二) その他のもの	二五%

改める。
別表第一七・〇三号を次のように改める。

一七・〇三 糖みつ(脱色してあるかどうかを問わない。)	三五%(その率が一キログラムにつき二七円に
一 容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	より低いときは、当該

二 その他のもの	一キログラムにつき二八円
(一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの	一キログラムにつき二八円
(二) その他のもの	一キログラムにつき二八円

別表第一七・〇五号中「三五%」を「三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)」に改める。

別表第二二・〇八号を次のように改める。

二二・〇八 エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)	五〇%
一 アルコール分が九〇度以上のもの	一リットルにつき七〇円
二 その他のもの	一リットルにつき七〇円

別表第二八・二〇号中「一 酸化アルミニウム

- 「一 酸化アルミニウム
(一) アルミニウムの製錬に使用するもの
(二) その他のもの

改める。

別表第三二・〇八号中「二 ガラスフリットその他のガラス
三 その他のもの

「二 その他のもの
改める。

別表第四〇・〇一及第四〇・〇二号を次のように改める。

- 四〇・〇一 天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、パラタ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス

別表第七一・〇一号中「一〇%」を「無税」に改める。

別表第七三・一五号を次のように改める。

七三・一五 合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。)

- 一 合金鋼
(一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。)
(二) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。)
(三) その他のもの
二 高炭素鋼(一)に掲げるものを除く。)

別表第七四・〇七号中「ベリリウム銅合金の中空棒」を「ベリリウム銅合金のもの」に改める。

別表第八四・〇六号中「三〇%」を「一五%」に改める。

別表第八四・一五号中「二〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八四・五四号中「磁気テーププリンター」の下に「並びにこれらの機械、第八四・五三号の二に掲げる機械又は計算機本体に用いる制御機(制御機にあつては、計算機本体で使用される符号形式のデータの処理について制御を行なうものに限る。)」を加える。

別表第八五・一二号中「二〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・一五号中「一 ラジオ受信機(シャシを含む。)
(二) 音声再生機を自蔵するもの
(三) その他のもの

「一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

「三〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・二〇号中「白熱電球」を「フィラメント電球」に改める。

別表第八五・二二号中「限る」の下に「ものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く」を加える。

別表第八七・〇二号の一の税率の欄中「四〇%」及び「一七・五%」を「一〇%」に改め、同号の二及び三の税率の欄中「三〇%」を「一〇%」に改める。

別表第八七・一四号を次のように改める。

八七・一四 その他の車両(トラレーザを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く)及びその部分品

別表第九二・一〇号中「三〇%」を「七・五%」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「又は外貿埠頭公団」を「外貿埠頭公団又は新東京国際空港公団」に改める。

第三十八条第一項中「及び外貿埠頭公団」を「外貿埠頭公団及び新東京国際空港公団」に改める。

第五十二条第一項中「入れた者」を入れた者に、「当該貨物を当該保税倉庫に入れた日から一月以内に、税関長の」を「そのこととなる日前に税関長に申請し、その」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

第六十二条中「読み替える」を「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日又は保税作業に使用する日前に」と読み替える」に改める。

第六十七号の次に次の一条を加える。

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七号の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域又は第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項又は第二項(入港手続)の積荷目録が税関に提出された後にするものとする。

第六十八条第二項中「又は同項但書に該当する」を「若しくは同項ただし書に該当するときは、又は関税についての条約の特別の規定による便宜(これに相当する便宜で政令で定めるものを含む。)」を適用する場合において必要がある」に改め、「書類」の下に「又は当該便宜を適用するため必要な書類」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条から第五条までの規定中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第六条を次のように改める。

(農林漁業用の軽油及び重油の免税)

第六条 次の各号に掲げる物品で、本邦に到着した時において当該各号に規定する性質を有するもの(第一号に掲げる物品にあつては、これに該当する旨を政令で定めるところにより農林大臣又は通商産業大臣が証明したものに限り、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの)に限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 関税定率法別表第二七・一〇号の一の(目)に掲げる軽油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による十パーセント残油(当該軽油を蒸留して全容量の九十パーセントを留出したときの残油をいう)の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二パーセント以上のもの

二 関税定率法別表第二七・一〇号の一の(四)に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの(引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。)

第七条の見出しを「アンモニア製造用原油の免税及びアンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付」に改め、同条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「アンモニア系窒素肥料」を「アンモニア」に、「当該肥料」を「その」に改め、同条第四項中「アンモニア系窒素肥料」を「アンモニア」に改め、「(以下「揮発油」という。)」の下に「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」という。)」を加え、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「使用した揮発油」及び「当該揮発油」の下に「又は石油ガス」を加え、同条第五項中「揮発油」の下に「又は石油ガス」を加える。

第七条の二第二項中「第七条第一項に規定するガス事業者」を「第二条第二項に規定する一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項のガス事業者」を「前項の一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「当該ガス事業者」を「当該一般ガス事業者」に改め、同条第三項中「第一項のガス事業者」を「第一項の一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「昭和四十五年四月一日」を「昭和四十六年四月一日」に、「昭和四十五年」を「昭和四十六年度」に改める。

第七条の三「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七条の四の見出しを「石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「関税定率法別表」を「石油ガス、関税定率法別表第二七・一〇七号の二の(イ)若しくは(ロ)に該当する改質炭化水素油又は同表」に改め、「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」を削り、「昭和四十

六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

原油で、昭和四十七年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアセチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、当該石油化学製品の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

第七条の五第一項中「昭和四十五年」を「昭和四十六年度」に改める。
第七条の六第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、第三号を削り、同項第二号中「第一七・一〇三号の一の(ロ)」を「第一七・一〇三号の二」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「イタコン酸の製造」の下に「ポリオキシアルキレンサッカロースの製造」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

一 でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するための関税定率法別表第一一・〇八号に掲げるでん粉
第七条の七中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・一五号の一の項の前に次のように加える。

第八四・〇六号の一 内燃機関用の吸気弁及び排気弁

第七条の七の表第八四・一五号の項中「コアマモリブレン」の下に「及びコアマモリスタック」を加え、同表第八五・一五号の二の項の次に次のように加える。

第八五・一八号 可変式空気蓄電器

第七条の七の表第八五・二三号の三の項中「自動車用」の下に「又は電子式楽器用」を加え、同表第九一・〇九号の二の項中「厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帯を含む。)」製のものに限り、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八条の二の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

第七条の八第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第八条の見出しを「(暫定税率)」に改め、同条第一項を次のように改める。

別表第一に掲げる物品で昭和四十七年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税の率は、それぞれ同表の税率の欄に定めるところによる。

第八条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条約の規定に基づきわが国が関税に關する最惠国待遇の便益を与える国(その一部である地域を含む。以下同じ。)の生産物のうち、関税及び貿易に關する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)附屬書締約国及び欧州經濟共同体の讓許表第三十八表日本国の讓許表に掲げる物品で昭和四十六年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一項の規定にかかわ

らず、同表の譲許税率の欄に掲げる税率とする。ただし、その税率よりも関稅定率法別表の税率(別表第一の税率の適用があるときは、当該税率)が低いときは、この限りでない。

4 前項の規定による関稅税率の軽減は、関稅定率法第五條(便宜關稅)の規定の適用については、関稅についての条約の特別の規定による便宜とみなす。

第八條の二第二項中「前條」を「第八條及び第八條の二」に、「別表の税率の適用」を「別表第一の税率若しくは同法第八條第三項の税率又は同法第八條の二第二項の税率の適用」に、「当該税率」を「その適用される税率」に改め、同條第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 國民經濟の健全な發展のために必要な原料若しくは材料で國際価格の変動が著しいもの又は特惠受益國からの輸入が著しく増加の傾向を示している貨物については、前項の規定により適用する関稅定率法第九條の二第一項の規定によるほか、同項中「輸入が増加し」とあるのは「関稅暫定措置法第八條の三に規定する特惠受益國からの輸入が増加し、又は増加する見込みがあり」と、「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「國民經濟上」とあるのは「当該産業を保護するため」と、「次の措置をとる」とあるのは「貨物及び必要があるときは國又は地域を指定し、同法第八條の二の規定の適用を停止し、又は当該貨物が同條第一項第三号の貨物であるときは、同項第二号の貨物として同号の税率による関稅を課する」と読み替えて同項の規定を準用する。

第八條の二を第八條の五とし、第八條の次に次の三條を加える。

(特惠關稅)
第八條の二 經濟が開發の途上にある國際連合貿易開發會議の加盟國で、関稅について特別の便宜を受けることを希望する國のうち、当該便宜を与えることが適當であるものとして政令で定める國(以下「特惠受益國」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関稅の率は、前條の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関稅定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率

二 関稅定率法別表第二十五類から第九十九類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの 同法別表(別表第一の税率の適用があるときは、同表。次号において同じ。)の税率と条約に規定する税率(前條第三項の税率の定めがあるときは、当該税率)とのいずれか低いものの二分の一

三 関稅定率法別表第二十五類から第九十九類までに該当する物品のうち別表第三及び別表第四に掲げる物品以外のもの(同法別表において、その対応する税率の欄で無稅とされているものを除く。) 無稅

2 經濟が開發の途上にあり、かつ、固有の関稅及び貿易に関する制度を有する地域のうち、前項

の規定による関稅についての便宜を受けることを希望する地域を原産地とする物品で輸入されるものには、政令で定めるところにより、地域及び物品を指定し、同項の規定による便宜の限度をこえない範囲で、関稅についての特別の便宜を与えることができる。

3 前二項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農水産物等に対する特惠關稅制度の適用の停止)

第八條の三 特惠受益國(当該物品につき前條第二項の規定の適用を受ける地域を含む。次條第一項及び第八條の五第二項において同じ。)を原産地とする前條第一項第一号に掲げる物品の輸入が同号の税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び必要があるときは國又は地域を指定し、同條の規定の適用を停止することができる。

(鉱工業產品等に対する特惠關稅制度の適用の停止等)

第八條の四 特惠受益國を原産地とする第八條の二第二項第二号又は第三号に掲げる物品で同條の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特惠対象物品」という。)の当該年度における輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)が、昭和四十三年における特惠対象物品の輸入額等に、当該年度の初日の属する年の前前年における同項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入額等からその年における特惠対象物品の輸入額等を控除したものの十分の一に相当する額又は数量(次項において「補足額等」という。)を加算した額又は数量として大蔵大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。)をこえることとなつたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(当該物品につき第八條の二の規定の適用を受けることができるものとされている期間中に関稅法第五十二條第一項(同法第六十二條において準用する場合を含む。)の承認の申請(以下この項において「倉入れ申請等」という。)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六條第三項の規定による通知を含む。)又は倉入れ申請等がされる特惠対象物品等については、第八條の二の規定は、適用しない。一の特恵受益國を原産地とする一の特恵対象物品の当該年度における輸入額等が、当該物品に係る限度額等の二分の一をこえることとなつたときも、当該特惠受益國を原産地とする当該物品について、また同様とする。

一 第八條の二第二項第三号に掲げる物品のうちその輸入が本邦の産業に与える影響を勘案して政令で定める物品及び同項第二号に掲げる物品(本邦に輸入する者がその入國の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところより別送して輸入する物品で商業量に達しないものその他政令で定めるものを除く。) 輸入額等が限度額等をこえることとなつた日の翌日

二 特恵対象物品のうち前号に掲げる物品以外のもの 輸入額等が限度額等をこえることとなつた日の属する月の翌月末日

2 前項の規定の適用にあつては、特恵対象物品は、その輸入が本邦の産業に与える影響を勘案して政令で定める区分ごとに分類するものとし、同項の輸入額等は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとし、当該年度の補足額等が前年度における補足額等（特恵対象物品の範囲について相当の変更があつたときは、これに應じ、政令で定めるところにより調整を加えた額又は数量）を下るときは、これを当該年度の補足額等とするものとする。

3 第八条の二の規定を適用することにより、その輸入が当該年度の初期に集中し、本邦の産業に損害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める物品については、第一項前段中「当該年度」とあるのは、「当該年度の上半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）又は下半期（十月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。）ごとのそれぞれの期間」として、同項前段の規定を適用する。この場合においては、当該物品については、政令で別段の定めをする場合を除き、当該年度の限度額等の二分の一に相当する額又は数量を、それぞれ当該年度の上半期及び下半期の限度額等とする。

4 特恵対象物品のうち、特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の規定に基づく構造改善に関する事業を行なつてゐる産業その他政令で定める産業の生産に係る物品と同種の物品で、その輸入について第八条の二の規定を適用することによりこれらの産業の構造改善に関する事業等に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものについては、当該物品に係る限度額等の範囲内において、政令で定めるところにより、当該物品の需給の状況その他国民経済上の必要な考慮に基づき政府が行なり割当てを受けた者が、その受けた額又は数量の範囲内で輸入する場合に限り、同条の規定を適用する。

5 第一項各号に掲げる日は、関税法第百三条の二（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

第九条及び第十條第一号中「第七条の六第一項」を「第七条の四第一項、第七条の六第一項」に改める。

第十一条第一項中「第七条の三」の下に、「第七条の四第一項」を、「第七条の四」の下に「第三項」を加える。

第十二条第一項中「第七条の四第一項」を「第七条の四第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一 暫定関税率表

関税定率法 別表の番号		品 名	税 率
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きてゐるものに限る。）のうち	馬（サラブレッド種、準サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）以外のものにあつてはその旨、軽種馬にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。）で、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四、〇〇〇円
		牛（生きてゐるものに限る。）のうち 水牛以外のもの（改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。）で、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四、〇〇〇円
〇一・〇二	(1) 一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの	豚（生きてゐるものに限る。）のうち 改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもので、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四五、〇〇〇円
		(2) その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円
〇一・〇三	(1) 一頭当たりの重量が五〇キログラム以下のもの	豚（生きてゐるものに限る。）のうち 改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもので、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四五、〇〇〇円
		(2) その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円

肉に係るものに五四を乗じ、これを一・一で除して得た額以下のもの

○二・〇一

肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 豚の肉及びくず肉のうち

政令で定める日から昭和四八年三月三十一日まで輸入されるものうち

(1) 枝肉のうち

(i) はく皮したもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

(ii) はく皮してないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮してない枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

(2) 枝肉以外のもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。)

三 その他のもの

昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

○二・〇二

家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)、及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。のうち)

○二・〇四

七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついていのかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)

○二・〇六

肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

○三・〇一

二 その他のもの(卵を含む。のもの) くらげ又はうに(卵を含む。のもの) 魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

一 觀賞用のもの 二 その他のもの (一) その他のもの

○三・〇二

B その他のもの 魚(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)

○三・〇三

一 魚卵のうち にしん(クルマエビ属の魚)及びたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの以外のもの 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)

一 えび (一) 生きていないもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの (二) その他のもの

(一) 生きていないもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの (二) その他のもの

(一) 生きていないもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの (二) その他のもの

一五%

無税

一〇%

五%

五%

七・五%

七・五%

五%

	七・五%
○四・〇二	はまぐり（塩蔵又は塩水づけのものに限る。） ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。） 二 粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。） (一) 脱脂したものを (1) 砂糖を加えたものを 三五% (2) その他のものを 二五% (二) その他のものを 三〇% - 三 その他のもののうち 二五% - 砂糖を加えてないもの 三五%
○四・〇三	バター
○四・〇四	チーズ及びカード 一 プロセスチーズ 三五% 二 その他のもののうち 三五%
○五・一四	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの（プロセスチーズの原料として使用されるものに限る。）アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうかを問わない。）並びに医療用品の調製に用いる動物性生產品で生鮮のもので又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したものと 三 その他のもの 一〇% 動物性生產品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの 一〇%
○五・一五	六 乾燥した血 五% 七 その他のもの 無税
○七・〇一	野菜（生鮮又は冷蔵のものに限る。）のうちばれいしょ、トマト及びたまねぎ以外のもの 二・五%
○七・〇三	野菜（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯藏したものに限り）とし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。のうち なす（一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限り）、わらび及びらつきよう 五%
○七・〇五	乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又 一〇%

〇八・〇一	一 あずき	一〇〇%
	二 そら豆及びえんどう	一〇〇%
	四 その他のもの	一〇〇%
	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナツト、カシューナツト、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	
	一 バナナ	
	（一） 生鮮のもの	
	昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	
	（1） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇%
	（2） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇%
	（二） 干しバナナ	一〇%
	三 なつめやしの実	一〇%
	（1） 生鮮のもの	無税
	（2） 乾燥のもの	一〇%
	四 その他のもののうち	
	カシューナツト以外のもの	
	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	三 グレープフルーツ	
	政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	
	（1） 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	（2） 毎年十二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
	いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。）	一〇%
	一 生鮮のもの	
	ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	二 干しぶどう	
	（1） かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	（2） その他のもの	
	ナツト（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・	
〇八・〇二		
〇八・〇三		
〇八・〇四		
〇八・〇五		

[illegible]

一〇・〇六	米	(四) 課税価格が一キログラムにつき三〇円をこえるもの	無税
一一・〇二	ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物（ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとり精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出した米、精米及び砕米を除く。）並びに穀物の胚芽で全形のものの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの 一 小麦、オート、とうもろこし又は米のもの（胚芽のものを除く。）のうち オートのもの		無税
一二・〇三	豆（第〇七・〇五号に該当するものに限る。）の粉		二〇%
一二・〇七	麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）のうち 泥炭でくん蒸したもの		二〇%
一二・〇一	採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。） 一 大豆		無税
	二 落花生		無税
	三 菜種及びからし菜の種		無税
一二・〇七	七 サフラワールの種		無税
	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含むものとし、全形のものは切り、碎き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。） 一二 その他のもののうち キューベ根以外のもの		無税
一二・〇八	ローカストビーン（生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）及び主として食用に供する果実		五%

一三・〇二	セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの	五%
一四・〇一	穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オーギア、あし、いぐさ、とう、竹、ラファイア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料		無税
一四・〇五	四 その他もののうち 葛芋 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 二 海藻（乾燥したものを含む。） (一) その他のものうち あまのり属、あおのり属、ひとぞぐさ属、とろろこんぶ属、こんぶ属及びふのり属以外のもの 四 その他もののうち (1) 除虫菊かす (2) タマリンドの種 ラードその他の豚脂及び家さん脂で溶出によつて得たもの 一 豚脂 (一) ラード (二) その他のもの A 酸価が二をこえるもの B その他のもの		無税
一五・〇一	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） 一 ウールグリース		無税
一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）		無税

二〇%（その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）			無税
二・五%			無税

一六・〇四 魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。） 一 キャビア及びその代用物	一六・〇二 肉又はくず肉その他の調製品 一 なまこ、くらげ又はうに（卵を含む。）のもの	一五・一〇 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール 一 オレイン 二 ステアリン 三 その他のもの	八 パーム油及びパーム核油 一二 カメリヤ油 一三 漆ろう及びびざろう 一四 その他のもの (二) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの	四 ひまわり油 (二) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの	三 菜種油及びからし種油 (二) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの	二 落花生油 (二) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの	一 大豆油 (二) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの
一〇%	一五% 七・五%	七・五% 七・五%	八% 五%	一キログラムにつき 二〇円	一キログラムにつき 二〇円	一キログラムにつき 二〇円	一キログラムにつき 二〇円

二 その他のもののうち	一五%
(1) 魚卵以外のもの	
(2) 魚卵(にしん(クルマエビ属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のものを除く。)	一〇%
甲殻類又は軟体動物の調製品	
一 くん製のもののうち	
えび	七・五%
二 その他のもの	一五%
糖みつ(脱色してあるかどうかを問わない。)	
二 その他のもの	
(一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のものうち	
グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、	
五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	五%
(二) その他のものうち	
グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、	
五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	五%
砂糖菓子(コアを含有するものを除く。)	
二 その他のもの	
(一) その他のもの	三五%
コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。)のうち	
脱脂してないもの	一〇%
カカオ脂	五%
穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限り。)	
二 その他のものうち	
ケーキミックス以外のもの	二〇%
食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。)	
一 砂糖を加えたもの	二五%
二 その他のもの	二〇%
調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。)	
二 その他のもの	二〇%

(一) その他のもののうち アスパラガス、たけのこ、グリーンピース、 マッシュポテト及びポテトフ레이크以外のもの のうち	(1) にんにくの粉及びきのこと(気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。))を除く。	(2) トマト	(3) その他のもの(にんにくの粉及びきのことを除く。)	(i) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	(ii) その他のもの	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。)	一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	(一) パイナップル その他のもののうち なし(砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)、さくらんぼ及びアプリコット	二 その他のもの (一) パイナップル その他のもののうち 桃及びなし(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)、さくらんぼ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。)、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ、フルーツカクテル並びにナット(いつた落花生を除く。)
一七・五%	一五%	二〇%	一五%	二〇%	三〇%	五五%	五五%	二五%	五五%	二〇%
(二) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	(一) インスタントカレーその他のカレー調製品	ビール	その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)	二 その他のもの	エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの	一 エチルアルコール及び蒸留酒	(四) その他のもの	エチルアルコール及びラム以外のもの	二 リキユールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)	(三) その他のもの
一五%	二〇%	二〇%	一リットルにつき一〇円	四〇%	一リットルにつき二〇円	一二・五%	無税	一キログラムにつき二〇円	無税	二〇円

二五・〇二

を除外するものとし、乳糖の含有量が全重量の二〇％以上のもの及び粗糖の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。

硫黄鉄鉱（焼いてないものに限る。）のうち
政令で定める日（一）において「指定日」という。）から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 指定日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入される国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

(i) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの

(ii) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの

二五・〇四

天然黒鉛

一 全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの
二 その他のもの

政令で定める日（一）において「指定日」という。）から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもののうち

(1) 当該年度（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

(i) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの

(ii) 課税価格が一キログラムにつき七円をこえ、九円一〇銭以下のもの

二五・一一

天然の硫酸バリウム（重晶石）及び炭酸バリウム（毒重石）

二〇％

無税

一トンにつき、四、七〇〇円から課税価格を控除した額の半額及び一、七〇〇円一トンにつき、課税価格と六、四〇〇円との差額

二二％

無税

三〇％

一キログラムにつき、課税価格と九円一〇銭との差額

二五・一九

二六・〇一

焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除外する。

一 硫酸バリウム（重晶石）
(一) 粉末のもの
A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六％以上のもの
B その他のもの

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。）
一 マグネシアクリンカー
金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱

四 マンガン鉱

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

(i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九％をこえるもの
(ii) その他のもの

五 タングステン鉱

政令で定める日（一）において「指定日」という。）から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの
(1) 指定日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入される国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

二七・〇九

石油及び歴青油（原油に限る。）

(1) 低い原油（いおう分の含有量が全重量の一％以下のものに限る。）のうち製油の原料として使用されるもの
(i) 昭和四十六年一〇月三十一日までに輸入されるもの
(ii) 昭和四十六年十一月一日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

一〇％

五％

七・五％

無税

一〇・九％
乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円

無税
一キログラムにつき二〇〇円

一キログラムにつき六四〇円

一キログラムにつき五三〇円

二七・一〇

(2) その他のもので、昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）

(一) 揮発油

A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの

B その他のもの

(b) その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

(二) 燈油

(四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

（これらの物品を原料とする製油が関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）

一キロリットルにつき六四〇円

一〇％

一キロリットルにつき一二五円

一キロリットルにつき一、五二〇円

一キロリットルにつき六四〇円

(2) その他のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの

昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

二七・一一

石油ガスその他のガス状炭化水素のうち

(1) 液化メタンガス

(2) 液化石油ガス（アンモニア、メチルアルコール、二エチルヘキシルアルコール又はオレフィン系炭化水素の製造に使用するものに限る。）

二七・一二

ペトロラタム

(1) ワセリン

(2) その他のもの

パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）

一 パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう

(二) その他のもの

石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物

二 石油コークス

(1) 揮発分の含有量が水分を除いた全重量の三％以上のも

(2) その他のもの

炭素（カーボンブラック、アントラセンブラック、アセ

一キロリットルにつき九五五円

一キロリットルにつき六四〇円
一キロリットルにつき七三〇円

一キロリットルにつき六四〇円
一キロリットルにつき六六〇円

無税
一トンにつき三五〇円

五％
九％

七・五％

無税
二・五％

二八・〇五	チレンブラック及びランブブラックを含む。	一〇%
二八・一一	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀	無税
二八・一二	三 水銀	無税
二八・二五	三酸化ヒ素、五酸化ヒ素及びヒ酸	一〇%
二八・二八	一 三酸化ヒ素	一〇%
	二 酸化ほう素及びほう酸	三・七五%
	二 ほう酸	七・五%
	酸化チタン	七・五%
	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	無税
	五 その他のもののうち	無税
	(1) 三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限り）、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル	一五%
	(2) 酸化ジルコニウム（含有するハフニウムのジルコニウムに対する重量割合が〇・〇二五%以下のものに限り。）	無税
	(3) その他のもののうち三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限り。）以外のもの	一〇%
二八・二九	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩	無税
	二 フルオロタンタル酸カリウム	無税
	三 その他のもの	無税
	(1) フルオロけい酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限り。）	無税
	(2) その他のもの	七・五%
二八・三〇	塩化物及びオキシ塩化物	七・五%
二八・三二	四 その他のもの	七・五%
二八・三五	塩素酸塩及び過塩素酸塩	七・五%
	二 その他のもの	七・五%
	二 硫酸物及び多硫酸物	七・五%
	二 その他のもののうち	七・五%
	硫酸水銀以外のもの	五%
二八・三八	硫酸塩（みょうばんを含む。）及び過硫酸塩	五%
	五 その他のもの	五%

二八・三九	(1) 硫酸カルシウム	無税
	(2) その他のもの	七・五%
二八・四〇	亜硝酸塩及び硝酸塩	七・五%
	二 硝酸ナトリウム	七・五%
	(一) その他のもの	七・五%
	三 その他のもの	七・五%
	二 その他のもののうち	七・五%
	亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩	七・五%
	二 その他のもののうち	七・五%
	りん酸アンモニウム（硫酸基として計算したいおう酸化物の含有量が乾燥状態において全重量の〇・三%以上のものに限り。）	無税
	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含むもの	無税
二八・四二	一 ソーダ灰	無税
	(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	無税
	(1) 昭和四十七年三月三十一日までに政令で定める日の前日までに輸入されるもの	一キログラムにつき四円
	(2) (1)の政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき四円
	(一) その他のもの	一キログラムにつき五円
	(一) (1)の政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの	無税
二八・四七	三 炭酸リチウム	七・五%
	七 その他のもの	七・五%
	クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	無税
	一 過マンガン酸カリウム	一〇%
	二 その他のもの	七・五%
二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）	無税
	四 その他のもののうち	無税
	硝酸ランタン	無税
二八・五六	炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物	無税
	二 その他のもの	無税
二九・〇一	炭化水素	五%
	一 飽和環式炭化水素のうち	五%

二九・〇三	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	無税
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	無税
二九・〇六	芳香族アルコール及びその誘導体	無税
二九・〇八	ベルジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	無税
二九・一〇	その他のもの	無税
二九・一二	その他のもの	無税
二九・一四	その他のもの	無税
二九・一五	その他のもの	無税
二九・一六	その他のもの	無税
二九・一七	その他のもの	無税
二九・一八	その他のもの	無税
二九・一九	その他のもの	無税
二九・二〇	その他のもの	無税
二九・二一	その他のもの	無税
二九・二二	その他のもの	無税
二九・二三	その他のもの	無税
二九・二四	その他のもの	無税
二九・二五	その他のもの	無税
二九・二六	その他のもの	無税
二九・二七	その他のもの	無税
二九・二八	その他のもの	無税
二九・二九	その他のもの	無税
二九・一〇	アセチル、ヘミアセチル並びに単一又は混成の酸素官能のアセチル及びヘミアセチル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	一二・五%
二九・一一	その他のもの	一〇%
二九・一二	その他のもの	一〇%
二九・一三	その他のもの	一〇%
二九・一四	その他のもの	一〇%
二九・一五	その他のもの	一〇%
二九・一六	その他のもの	一〇%
二九・一七	その他のもの	一〇%
二九・一八	その他のもの	一〇%
二九・一九	その他のもの	一〇%
二九・二〇	その他のもの	一〇%
二九・二一	その他のもの	一〇%
二九・二二	その他のもの	一〇%
二九・二三	その他のもの	一〇%
二九・二四	その他のもの	一〇%
二九・二五	その他のもの	一〇%
二九・二六	その他のもの	一〇%
二九・二七	その他のもの	一〇%
二九・二八	その他のもの	一〇%
二九・二九	その他のもの	一〇%
二九・三〇	その他のもの	一〇%
二九・三一	その他のもの	一〇%
二九・三二	その他のもの	一〇%
二九・三三	その他のもの	一〇%
二九・三四	その他のもの	一〇%
二九・三五	その他のもの	一〇%
二九・三六	その他のもの	一〇%
二九・三七	その他のもの	一〇%
二九・三八	その他のもの	一〇%
二九・三九	その他のもの	一〇%
二九・四〇	その他のもの	一〇%
二九・四一	その他のもの	一〇%
二九・四二	その他のもの	一〇%
二九・四三	その他のもの	一〇%
二九・四四	その他のもの	一〇%
二九・四五	その他のもの	一〇%
二九・四六	その他のもの	一〇%
二九・四七	その他のもの	一〇%
二九・四八	その他のもの	一〇%
二九・四九	その他のもの	一〇%
二九・五〇	その他のもの	一〇%
二九・五一	その他のもの	一〇%
二九・五二	その他のもの	一〇%
二九・五三	その他のもの	一〇%
二九・五四	その他のもの	一〇%
二九・五五	その他のもの	一〇%
二九・五六	その他のもの	一〇%
二九・五七	その他のもの	一〇%
二九・五八	その他のもの	一〇%
二九・五九	その他のもの	一〇%
二九・六〇	その他のもの	一〇%
二九・六一	その他のもの	一〇%
二九・六二	その他のもの	一〇%
二九・六三	その他のもの	一〇%
二九・六四	その他のもの	一〇%
二九・六五	その他のもの	一〇%
二九・六六	その他のもの	一〇%
二九・六七	その他のもの	一〇%
二九・六八	その他のもの	一〇%
二九・六九	その他のもの	一〇%
二九・七〇	その他のもの	一〇%
二九・七一	その他のもの	一〇%
二九・七二	その他のもの	一〇%
二九・七三	その他のもの	一〇%
二九・七四	その他のもの	一〇%
二九・七五	その他のもの	一〇%
二九・七六	その他のもの	一〇%
二九・七七	その他のもの	一〇%
二九・七八	その他のもの	一〇%
二九・七九	その他のもの	一〇%
二九・八〇	その他のもの	一〇%
二九・八一	その他のもの	一〇%
二九・八二	その他のもの	一〇%
二九・八三	その他のもの	一〇%
二九・八四	その他のもの	一〇%
二九・八五	その他のもの	一〇%
二九・八六	その他のもの	一〇%
二九・八七	その他のもの	一〇%
二九・八八	その他のもの	一〇%
二九・八九	その他のもの	一〇%
二九・九〇	その他のもの	一〇%
二九・九一	その他のもの	一〇%
二九・九二	その他のもの	一〇%
二九・九三	その他のもの	一〇%
二九・九四	その他のもの	一〇%
二九・九五	その他のもの	一〇%
二九・九六	その他のもの	一〇%
二九・九七	その他のもの	一〇%
二九・九八	その他のもの	一〇%
二九・九九	その他のもの	一〇%
二九・一〇〇	その他のもの	一〇%
二九・一〇一	その他のもの	一〇%
二九・一〇二	その他のもの	一〇%
二九・一〇三	その他のもの	一〇%
二九・一〇四	その他のもの	一〇%
二九・一〇五	その他のもの	一〇%
二九・一〇六	その他のもの	一〇%
二九・一〇七	その他のもの	一〇%
二九・一〇八	その他のもの	一〇%
二九・一〇九	その他のもの	一〇%
二九・一〇〇	その他のもの	一〇%
二九・一〇一	その他のもの	一〇%
二九・一〇二	その他のもの	一〇%
二九・一〇三	その他のもの	一〇%
二九・一〇四	その他のもの	一〇%
二九・一〇五	その他のもの	一〇%
二九・一〇六	その他のもの	一〇%
二九・一〇七	その他のもの	一〇%
二九・一〇八	その他のもの	一〇%
二九・一〇九	その他のもの	一〇%
二九・一〇〇	その他のもの	一〇%
二九・一〇一	その他のもの	一〇%
二九・一〇二	その他のもの	一〇%
二九・一〇三	その他のもの	一〇%
二九・一〇四	その他のもの	一〇%
二九・一〇五	その他のもの	一〇%
二九・一〇六	その他のもの	一〇%

二九・一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸 その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ れらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体	二二・五%
二九・二二	一 アルコール酸及びその誘導体 (+) 乳酸 (-) その他のもの 二 フェノール酸及びその誘導体 (-) アセチルサリチル酸 アミン官能化合物	一〇% 一〇%
二九・二四	五 その他のもの 第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシ チンその他のホスホアミノリピン	一〇%
二九・二五	二 レシチン アミド官能化合物	一〇%
二九・二六	六 その他のもの イミド官能化合物及びイミン官能化合物	一〇%
二九・三一	五 その他のもの 有機いおう化合物	一〇%
二九・三四	四 その他のもの その他のオルガノインオルガニック化合物のうち トリエチルアルミニウム	一〇%
二九・三五	複素環式化合物及びスクレイン酸 一 フルフラール 二 ピリジン及びピコリン 八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリ ド、アンブレトリド及びクマリン 一 一 その他のもの (1) 一・四・ジアザビシクロ〔2・2・2〕オクタン (2) N-メチル-1-ピロリドン (3) その他のもの	無税 一〇% 二・五% 二・五% 一〇% 一〇% 無税 五%
二九・三六	スルホンアミド	一〇%
二九・三八	プロピタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ 構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロピ タミンコンセントレート及びビタミンコンセントレート を含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとし	一〇%

二九・三九	て使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶 かしてあるかどうかを問わない。） 三 ビタミンB群及びその誘導体 (+) ビタミンB ₁ 及びその誘導体 (-) その他のもの 四 ビタミンC及びその誘導体	七・五% 七・五% 七・五%
二九・四〇	ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成 のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとし て使用するもの 三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体 (-) その他のもの 四 性ホルモン及びその誘導体 (-) その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
二九・四二	酵素 四 その他のもの 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有 する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステ ルその他の誘導体 三 その他のもの (-) カフェイン B その他のもの (-) その他のもの 医薬品（動物用のものを含む。） 四 その他のもの (-) 小売用の形状又は包装にしたもの B その他のもの (1) 関税定率表別表第二一・〇七号又は第一三・ 〇三号に掲げる物品のもの (2) その他のもの	一〇% 二〇% 一〇% 二・五% 一〇%
三〇・〇三	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ 剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を 塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したもの に限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。） (1) 脱脂綿、ガーゼ及び包帯 (2) その他のもの その他の医療用品 有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、	一〇% 一〇% 五% 五%
三〇・〇四		
三〇・〇五		
三二・〇五		

三三・〇八	けい光白色染料及び天然あい 一 塩基性染料 調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろう、うわぐすり、液状ラスタその他これらに類する物品（窯業用のものに限り）及びうわぐすり用のスリッパ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	一一・五%
三三・〇九	二 その他のもの ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料 四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。） （一）合成樹脂塗料 （二）筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ （三）その他のもの 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジンノイド	五%
三三・一〇	一 精油 （一）ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち （二）レモンガラス油 （三）パチュリ油及びベチベル油 （四）その他のものうち （1）しゅう脳原油（温度一五度における比重が〇・九四をこえ、かつ、しゅう脳の含有量が水分を除いた全重量の四〇%をこえるものに限る。） （2）ペパーミント油のうち （i）メンタールベンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限る。）で、政令で定める日（一において「指定日」という。）から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの 1 当該年度（指定日の属する年度にあつて	一〇%
三三・〇三	精油のコンセントレート（冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。） 調製香料及び化粧品類 四 歯みがき 五 その他のものうち （3）その他のもの（スピアミント油及びペパーミント油を除く。） （ii）メンタールベンシスから採取したもの以外のもの 2 その他のもの	一〇%
三三・〇六	四 歯みがき 五 その他のものうち （3）その他のもの（スピアミント油及びペパーミント油を除く。） （ii）メンタールベンシスから採取したもの以外のもの 2 その他のもの	一〇%
三五・〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ	二〇%
三五・〇五	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一九%（その率が一キログラムにつき三〇円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品 感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のもの	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三七・〇一	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品 感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のもの	七・五%

のを除く。)

二 その他のもの

(一) カラープリント及びカラーフィルム

(1) 昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

二三%

三七・〇二

感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パフォーレションを有するかどうかを問わない。)

一 映画用フィルム

(一) カラーフィルム

A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの

(1) 昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

二六%

B その他のもの

(1) 昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

二〇%

二 その他のもの

(一) カラーフィルム

(1) 昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

二六%

感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)

一 カラー映画紙

(1) 昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

二〇%

二 その他のもの

写真感光紙(転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。)

感光性のプリント及びフィルム(露光したもので、現像してないものに限る。)

七・五%

三三・〇四

一 映画用フィルム

(一) その他のもの

C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの(Bに掲げるものを除く。)

一メートル(その端数は一メートルとする。以下三七・〇七号までにおいて同じ。)につき一二円五〇銭

D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもの

ののうち

フィルム幅が三五ミリメートルのもの

映画用サウンドトラックフィルム(露光し、かつ、現像したものに限る。)

二 その他のもの

フィルム幅が三五ミリメートルのもの

その他の映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。)

二 その他のもの

(一) フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの

(二) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの

活性けいそ土、活性粘土、活性ポリキサイトその他活性化天然の鉱物性生産品及び脱色用、滅菌用又は吸着用の活性炭

一 活性炭

ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピン並びにパイン油(テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。)

三三・〇六

三三・〇七

三八・〇三

三八・〇七

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

五円

[illegible]

四〇・〇三
四一・〇五

再生ゴム
その他の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

一 豚革

(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

(二) その他のもの

四一・〇八

パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメ
タライズドレザーのうち

パテントレザー及びイミテーションパテントレザー
で、政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日まで輸入
されるもの

く、ばん具、首輪、ひき草、ひき当て、くつその他の
装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限
る。）

四二・〇一

トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュッ
クサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手
さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具
ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、寶石、
びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、
ケース及び箱並びにこれらに類する容器（革、コンポジ
ションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラス
チックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造し
たものに限る。）

四二・〇二

一 ハンドバッグ、さいふ及び化粧具入れ（貴金属、
これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴
石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いた
もののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円
をこえるものに限る。）

(1) ハンドバッグ（革製のものに限る。）

(2) その他のもの

二 その他のもの

(一) 革製又はコンポジションレザー製のもの

(1) ハンドバッグ（革製のものに限る。）

(2) その他のもの

(一) その他のもの

衣類及びその附属品（革製又はコンポジションレザー製
のものに限る。）

四二・〇三

五%

一〇%
七・五%

三五%

一一・五%

一七・五%

二〇%

一〇%

一一・五%

一〇%

二 その他のもの

(1) 手袋（革製のものに限るものとし、運動用のも
のを除く。）

(2) その他のもの

その他の革製品及びコンポジションレザー製品
毛皮（なめしてないものに限る。）

三 その他のもの

りす又はむささび若しくはもんがの毛皮以外
のもの

毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及
び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせて
ないものを含む。）

毛皮製品

木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結
してあるかどうかを問わない。）のうち

よし炭炭以外のもので、政令で定める日（1）において
「指定日」という。）から昭和四十八年三月三十一日まで輸入
されるもの

(1) 前年における輸入数量の国内需要数量のうちに
占める割合を当該年度（指定日の属する年度に
あつては、指定日から当該年度の末日まで）に
おける国内需要見込数量に乘じて得た数量を基
準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令
で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸
はぎしたもので、さらに加工してないものうち、厚さ
が五ミリメートルをこえるものに限る。）

二 桐のもの

引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ

二 その他のもの

木毛及び木粉

かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類
する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、
ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むも
のとし、さらに加工したものを除く。）

二 桐のもの

合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボード

四四・一五

一〇%

一一・五%

一二・五%

五%

一五%

二〇%

無税
一〇%

二・五%

七・五%

二・五%

二・五%

四四・一六	その他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち	一五%
四四・二一	合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものを除く。）セルラーウッドパネル（単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。）	一〇%
四四・二二	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器（組み立ててないものを含む。）	七・五%
四四・二三	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	七・五%
四四・二四	木製の家事用具	一〇%
四四・二七	しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の裝飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用裝飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	七・五%
四四・二八	二 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの (二) その他のもの その他の木製品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 二 その他のもの	一五% 一〇% 一五% 一〇%
四五・〇四	凝集コルク（凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。）及びその製品	一〇%
四六・〇二	二 その他のもの 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと 二 その他のもの (一) その他のもののうち いぐさ製又は七島製のもの以外のもの かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接	一〇% 七・五%
四六・〇三		七・五%

四八・〇二	造形したものに限る。）及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品	一五%
四八・〇七	一 人造プラスチック製のもの 手すきの紙及び板紙 紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	七・五%
四八・〇九	九 その他のもの 建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一〇%
四八・一五	その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。） 一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。） 四 その他のもの 帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー 一 アルバム 二 その他のもの 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウオッディングのその他の製品 二 その他のもののうち 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。） 写真、印刷した絵画及びその他の印刷物 一 写真 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用の糸に限る。） 絹ノイル織物 二 その他のもの	二二% 五% 七・五% 一〇% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 一〇%
四八・二二		七・五%
四八・二一		七・五%
四九・〇一		七・五%
四九・〇二		七・五%
四九・〇三		七・五%
四九・〇四		七・五%
四九・〇五		七・五%
四九・〇六		七・五%
四九・〇七		七・五%
四九・〇八		七・五%
四九・〇九		七・五%
四九・一〇		七・五%
四九・一一		七・五%
四九・一二		七・五%
四九・一三		七・五%
四九・一四		七・五%
四九・一五		七・五%
四九・一六		七・五%
四九・一七		七・五%
四九・一八		七・五%
四九・一九		七・五%
四九・二〇		七・五%
四九・二一		七・五%
四九・二二		七・五%
四九・二三		七・五%
四九・二四		七・五%
四九・二五		七・五%
四九・二六		七・五%
四九・二七		七・五%
四九・二八		七・五%
四九・二九		七・五%
四九・三〇		七・五%
四九・三一		七・五%
四九・三二		七・五%
四九・三三		七・五%
四九・三四		七・五%
四九・三五		七・五%
四九・三六		七・五%
四九・三七		七・五%
四九・三八		七・五%
四九・三九		七・五%
四九・四〇		七・五%
四九・四一		七・五%
四九・四二		七・五%
四九・四三		七・五%
四九・四四		七・五%
四九・四五		七・五%
四九・四六		七・五%
四九・四七		七・五%
四九・四八		七・五%
四九・四九		七・五%
四九・五〇		七・五%
四九・五一		七・五%
四九・五二		七・五%
四九・五三		七・五%
四九・五四		七・五%
四九・五五		七・五%
四九・五六		七・五%
四九・五七		七・五%
四九・五八		七・五%
四九・五九		七・五%
四九・六〇		七・五%
四九・六一		七・五%
四九・六二		七・五%
四九・六三		七・五%
四九・六四		七・五%
四九・六五		七・五%
四九・六六		七・五%
四九・六七		七・五%
四九・六八		七・五%
四九・六九		七・五%
四九・七〇		七・五%
四九・七一		七・五%
四九・七二		七・五%
四九・七三		七・五%
四九・七四		七・五%
四九・七五		七・五%
四九・七六		七・五%
四九・七七		七・五%
四九・七八		七・五%
四九・七九		七・五%
四九・八〇		七・五%
四九・八一		七・五%
四九・八二		七・五%
四九・八三		七・五%
四九・八四		七・五%
四九・八五		七・五%
四九・八六		七・五%
四九・八七		七・五%
四九・八八		七・五%
四九・八九		七・五%
四九・九〇		七・五%
四九・九一		七・五%
四九・九二		七・五%
四九・九三		七・五%
四九・九四		七・五%
四九・九五		七・五%
四九・九六		七・五%
四九・九七		七・五%
四九・九八		七・五%
四九・九九		七・五%
四九・一〇〇		七・五%

五一・〇二	単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限り。）	二・五%
五一・〇四	一 合成繊維の材料で製造したもの 人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限りとし、第五一・〇一又は第五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。） 一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち (1) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維のみから成るものと並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限り）とし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。 (2) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二・五%
五三・一一	二 その他のもの 毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限り。） 一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの	二・五% 七・五%
五四・〇一	二 その他のもの 亜麻（精紡したものを除く。）並びに亜麻のトウ及びくす（ぼろを反毛したものを含む。） 一 亜麻（精練したものに限る。）	一〇% 七・五%
五四・〇二	ラミー（精紡したものを除く。）並びにラミーのノイル及	七・五%
五四・〇五	びくす（ぼろを反毛したものを含む。） 一 ラミー（精練したものに限る。） 亜麻織物及びラミー織物 一 平織りのもの (一) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が二三グラム以下のもの 二 その他のもの (二) その他のもの	七・五%
五五・〇五	綿糸（小売用の糸を除く。）	三〇%
五五・〇八	テリータオル地その他のテリータオル織りの綿織物	三・五%（その率が一平方メートルにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五五・〇九	三 その他のもの その他の綿織物 四 その他のもの	七% 七%（その率が五・五%及び一平方メートルにつき一四九〇銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率）
五六・〇五	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）	七・五%
五八・〇一	二 その他のもの じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	一五%
五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くものとし、ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	一五%
五八・〇三	二 その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、	二一% 一五%

五八・〇四	ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 (1) 綿製のもの (2) その他のもの パイル織物及びシェニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリール織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。) 二 添加糸が綿のもの 四 添加糸が絹のもの 細幅織物及び接着劑で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品(第五八・〇六号に該当する物品を除く。のうち) 綿製のもの	二二% 一五% 七% 一二・五% 一四%
五八・〇五	チェールその他の網地(模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)及び手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る。)のうち 手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る。) (1) 綿製のもの (2) その他のもの ししゅう布(モチーフを含む。) ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネッブ 二 その他のもの フェルト及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。) 一 フェルト 二 フェルト製品 不織布及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。) 一 不織布のうち 芳香族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限る。) ひも、綱及びケーブル(組んであるかどうかを問わない。) 五 その他のもの	二四・五% 一七・五% 二八% 五% 一〇・五% 一四% 無税 五%
五九・〇三		
五九・〇四		
五九・〇五	漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。)並びに網及び網地(ひも又は綱で作つたものに限る。) 二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品(紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。) 一 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 三 その他のもの メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) 二 模様編みの組織を有するもののうち 綿製のもの(ラッセルレースを除く。) 手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) (1) 綿製のもの (2) その他のもの くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) 一 合成繊維製のもの (一) 女子用の長くつ下 (二) その他のもの 二 その他のもののうち 綿製のもの 下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類	七・五% 一〇% 七% 二四・五% 一四% 一〇% 一五% 一二・五% 一四% 二二% 一四% 二二% 一七・五%

六二・〇八	(1) 綿製又は人造纖維製のもの (2) その他のもの 女子用のカラー、タックカー、ファラル、ボデイスフロン ト、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これら に類する衣類の附屬品及びトリミング 一 ししゅうしたもの、レース製のものと及びレースを 用いたもの コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、 ブラジャー、ブレース、サспенダー、ガーターその他 これらに類する物品（メリヤス編み又はクロセ編みのも のを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうか を問わない。） 一 ししゅうしたものの、レース製のものと及びレースを 用いたもの 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのもの を除く。） 一 手袋 二 くつ下類 ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マ フ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附屬 品（製品にしたものに限る。） 一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくは めづきした金屬、寶石、半寶石又は眞珠を用いた もの 二 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レース製のものと及びレース を用いたもの ひざ掛け及び毛布のうち 綿製のものを以外のもの ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及び キッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品 一 ししゅうしたもの、レース製のものと及びレースを 用いたもの 二 その他のもの (一) 亜麻製又はラミー製のもの (二) その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの	一七・五% 一二・五%
六二・〇九		二二%
六二・一〇		二二%
六二・一一		一四% 一四%
六二・一二		二〇%
六二・一三		二二%
六二・一四		一〇%
六二・一五		二二%
六二・一六		一五%
六二・一七		一四%
六二・一八		一〇%

六二・〇五	紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む）のうち 綿製のものの以外のも	一〇%
六四・〇二	はき物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一に該当するものを除く。） 一 甲が革製のものと及び甲に毛皮を用いたもののうち 甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又はコンボジション製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用はき物を除く。） 二 その他のもの (一) 本底が革製のもののうち キャンパスシューズ (二) その他のもの	二七%
六四・〇四 六四・〇五	はき物（本底がその他の材料製のものに限る。） はき物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。） 一 革製のものと及び毛皮を用いたもの 政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日まで に輸入されるもの 二 その他のもの	二五% 七・五%
六五・〇一	帽体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	二五%
六五・〇四	帽子（組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。） 二 その他のもの	二・五%
六五・〇五	帽子（ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのものと及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。） かさ（つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。） つえ（登山用つえ及びシートスタックを含む。）、むちその他これらに類する物品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴	二・五% 一一・五% 一〇%
六六・〇一 六六・〇二		
六八・〇一	石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	二〇% 一〇%
六七・〇一	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれら製品（第五〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。） 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 (1) 人造プラスチック製のもの (2) その他のもの	一〇% 二五% 一〇%
六七・〇二	人造（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及びかつらその他これに類する物品の製作用に調製した羊毛その他の獣毛 二 獣毛	五%
六七・〇三	かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他のこれらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製のその他の製品（ヘアネットを含む。） 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（材料を問わない。） 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの (一) 紅木、したん、こくたん又はびやくたんを用いたもの (二) その他のもの	一〇% 一五%
六七・〇四		
六七・〇五		
六八・〇一	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石（天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。） 石碑用又は建築用の石（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一又は第六九類に該当するものを除く。） 一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品 (1) 大理石の板（みがいたものに限る。） (2) その他のもの 二 その他のもの	二・五% 一一・五% 一〇% 二・五%
六八・〇二		
六八・〇三	スレート（加工したものに限る。）及びスレート製品（凝結スレート製品を含む。） プラスチック製品	六・二五% 七・五% 二・五% 七・五%
六八・〇四		

六八・一四	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石棉その他の鉱物性材料又は繊維素をもとしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。）	七・五%
六八・一六	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。）	七・五%
六九・〇二	耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品（第六九・〇一号に該当するものを除く。）	五%
六九・〇八	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）	五%
六九・一一	磁器（パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	七・五%
六九・一二	その他の陶磁器（食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	七・五%
六九・一三	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	七・五%
六九・一四	その他の製品	七・五%
七〇・〇六	みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）	二・五%
七〇・一〇	ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品	七・五%
七〇・一三	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	七・五%
七〇・一九	(1) コップ類（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。） (2) その他のもの	一〇% 一五%

七〇・二二	その他のガラス製品のうち 石英ガラス製のものを除くもの	七・五%
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） 一 研磨、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの 二 その他のもの 三 その他のもの 四 その他のもの	七・五% 一〇% 七・五%
七一・一二	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。） (1) 銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの (2) その他のもの	一七・五% 二〇%
七一・一三	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	二〇%
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。） 二 その他のもの	二〇%
七一・一五	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 二 その他のもの (1) 身辺用細貨類及びその部分品 (2) その他のもの	一七・五% 二〇%

品名	税率	品名	税率
七二・一六 身辺用模造細貨類	二〇%	七三・二三 一の他の管継手	七・五%
一 貴金屬をめつきたもの	二・五%	ドラム、かん、箱その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。）	七・五%
二 その他のもの	五%	鉄鋼製のくさり及びくさり部分品	七・五%
七三・〇一 銑鉄及びスピイダル（なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。）	五%	鉄鋼製のくさ、びよう、またくき、かぎくき、波形くき、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びよう（鋼以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	七・五%
一 銑鉄	五%	鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金	七・五%
二 スピイダル	五%	鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）ヘアピン及びカールグリップ	七・五%
七三・〇二 フェロアロイ	一二%	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	五%
二 フェロマンガン	一二%	その他の鉄鋼製品のうち	七・五%
四 フェロニッケル	一二%	エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。）以外のもの	一〇%
七三・〇五 鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	無税	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくさ	一〇%
一 鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないもの	無税	二 塊（一に掲げるものを除く。）	
ニ ニッケルの含有量が全重量の一年以上で五%に満たないもの	無税	（一） 製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	
二 その他のもの	無税	（二） 課税価格が一キログラムにつき三三八円以下のもの	
（一） ニッケルの含有量が全重量の一年以上で五%に満たないもの	五%	（三） 課税価格が一キログラムにつき三三八円をこえるもの	
（二） その他のもの	五%	（一） くさを溶解して製造したもの（亜鉛の含有量が全重量の二五%以上のものに限る。）	
七三・一五 合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。）	無税	（二） 課税価格が一キログラムにつき三三八円をこえるもの	
一 合金鋼	無税	（三） 課税価格が一キログラムにつき三五〇円をこえるもの	
（一） 高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。）	無税		
（二） 前年における輸入数量の国内需要数量のうちに占める割合を当該年度における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税		
（三） その他のもの	無税		
七三・一八 鉄鋼の管及び素管（鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。）	無税		
一 合金鋼（この注（一）に定めるものをいう。）のもの	無税		
七三・二〇 鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他	無税		

七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒	一五%
	二 黄銅又は青銅のもの	一五%
	三 その他のもの	一五%
七四・一四	(一) その他のもの	一五%
	銅製のくぎ、びより、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びより（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）	
七四・一八	一 貴金屬をめつきしたもの	二〇%
	二 その他のもの	二〇%
	その他の銅製品	二〇%
七四・一九	一 貴金屬をめつきしたもの	二〇%
	二 その他のもののうち	
	エンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限り）以外のもの	一〇%
七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物	一三%
	(一) 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限り。）	一三%
	二 塊	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	一三%
	(二) ニッケル合金のもの	
	(1) ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たないもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの	無税
	(2) その他のもの	一三%
	三 くず	一三%
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	
	(二) ニッケル合金のもの	
	(1) ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たない	

七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) ニッケル（合金を除く。）のもの B その他のもののうち 粉末冶金に使用されるもの及び溶接用フラックスの製造に使用されるもの (二) ニッケル合金のもの 電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。） その他のニッケル製品 一 貴金属をめつきしたもののアルミニウムの塊及びくず 二 くず 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部品（アルミニウム製のものに限り。） その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊	いもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの (2) その他のもの	六・五% 無税
七五・〇五	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。） その他のニッケル製品 一 貴金属をめつきしたもののアルミニウムの塊及びくず 二 くず 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部品（アルミニウム製のものに限り。） その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		無税 一三% 一三% 一三% 一三% 二・五% 一〇% 一〇% 一〇%
七五・〇六	その他のニッケル製品 一 貴金属をめつきしたもののアルミニウムの塊及びくず 二 くず 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部品（アルミニウム製のものに限り。） その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		一三% 一三% 一三% 一三% 二・五% 一〇% 一〇% 一〇%
七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず 二 くず 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部品（アルミニウム製のものに限り。） その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		二〇% 二・五% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部品（アルミニウム製のものに限り。） その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		二・五% 一〇% 一〇% 一〇%
七六・一六	その他のアルミニウム製品 マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		一〇% 一〇% 一〇%
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一塊		一〇% 一〇% 一〇%
七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず 一塊		無税

八〇・〇四	すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき九四円をこえるもの 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇四円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り）、粉及びフレーク (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九四円以下のもの (4)
-------	--

八〇・〇六	なをあげたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く。）が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限り、粉及びフレック	七・五%
八一・〇二	その他の不潔製品	一〇%
八一・〇二	モリブデン及びその製品	五%
八一・〇四	一 塊、粉及びフレック その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品	
八二・〇三	二 塊、粉、フレック及びくず（一に掲げるものを除く。） （三）その他のもののうち アンチモンの塊、粉及びフレック	
八二・〇四	三 五円 一キログラムにつき	
八二・〇九	手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む）、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリップパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。）	七・五%
八二・一一	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炬並びにフレームに取り付けたグライインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	七・五%
八二・一二	ナイフ（この箇条の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）	九%
八二・一三	二 その他のもの	九%
八二・一三	三 その他のもの	一〇%
八二・一三	はさみ（テールスシャヤを含む）及びその刃	九%
八二・一三	その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	
八二・一三	二 その他のもの	

八二・二四	(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。） (2) その他のもの	九%
八三・〇一	スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具 二 その他のもの	一〇%
八三・〇二	錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のものと及び電気式のものに限る）、フレーム（ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ（完成したかぎであるかどうかを問わない）及び部分品（卑金属製のものに限り。） 二 その他のもの	一〇%
八三・〇六	卑金属製の取付具（ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	二〇%
八三・〇七	(1) 自動車（関税定率表別表第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトラクター（同表第八七・〇一〇号又は第八七・〇二〇号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品 (2) その他のもの	一五%
八三・一〇	卑金属製の小像その他の室内装飾品 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一〇%
八三・一一	ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限り、第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） 卑金属製のビーズ及びスパンゲル 一 貴金属をめつきたもの 二 貴金属をめつきたもの	一〇%
八三・一二	卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 一 貴金属をめつきたもの	二〇%

八四・〇六	内燃機関（ピストン式のものに限る。） 一 内燃機関 （一）自動車用のもののうち 國稅定率法別表第八七・〇一号に掲げるトラクタール用のもの	七・五%
八四・二九	パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農務用のものを除く。）	七・五%
八四・三四	活字鑄造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。）、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研摩し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン 二 活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンドラー（製版用に調製したものを旨。） 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの 二 その他のもの 金属又は金属炭化物物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。） 一 工作機械 （一）旋盤 B 自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち 数値制御式のものを以外のもの E その他のものうち 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを	七・五%
八四・四〇		七・五%
八四・四五		七・五%

（四）研削盤 A 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るもの） （二）その他のもの	二・五%
（三）ボール盤及び中ぐり盤 A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち 数値制御式のものを以外のもの B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち 数値制御式のものを以外のもの C その他のものうち ボール盤（数値制御式のものを除く。） フライス盤 B ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。）のうち 数値制御式のものを以外のもの C プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち 数値制御式のものを以外のもの D その他のものうち ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）及び数値制御式のものを以外のもの （一）ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。）及びプラノミラー その他のもの	二・五%
（二）多軸自動旋盤 （三）その他のもの	七・五%
（一）自動ならい旋盤	二・五%

とし、センタース式のものを除く。のうち
数値制御式のものを除く。

C その他のもの

数値制御式のものを、平面研削盤（研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）及びねじ研削盤以外のもの

(1) 平面研削盤（研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で、三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）及び内面研削盤（研削することが出来る内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）

(2) その他のもの

(六) 歯切盤及び歯車仕上機械

A 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）のうち
数値制御式のものを除く。

(七) その他のもの

A ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）のうち
数値制御式のものを除く。

八四・四八

八四・五二

第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてつばら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いるツールホルダー
計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子計算機械

(一) 計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本

一二・五%

一二・五%

七・五%

一二・五%

一二・五%

七・五%

八四・五三

八四・五四

体とともに輸入するものに限る。）に限る。のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械

一 計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。）のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとり機）
一 計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンター並びにこれらの機械、第八四・五三号の二に掲げる機械又は計算機本体に用いる制御機（制御機にあつては、計算機本体で使用する符号形式のデータの処理について制御を行なうものに限る。）のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

二 その他のもの

一五%

一五%

一五%

一五%
七・五%

八四・五九	機械類（原則としてもつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	
八五・〇一	七 その他の機械類及びその部分品 （一）機械類のうち ドロマイト投射機、自動コイル巻機、重合タンク、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機及びニューマチックマシン以外のもの 三 トランスフォーマー （二）容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	一〇％
八五・〇三	一次電池	七・五％
八五・一〇	携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。）	七・五％
八五・二〇	フィラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫外線電球を含む）、アーク燈並びに写真用せん光電球 一 フィラメント電球	一〇％
八五・二三	二 その他のもの 電気機器（原則としてもつばら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。） 一 計数型電子計算機機用の制御機（計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限るものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く。）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）又は磁気カード式記憶機に使用する制御機	七・五％ 一〇％
八七・〇六	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	一五％

八七・二〇	一五%	二 その他のもののうち 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）の部分品以外のもの
九〇・一六	一〇%	自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。） 製図機器（パンタグラフその他の写真機器を含む）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクローメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機
九〇・一七	七・五%	一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品 医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）のうち 医療用（麻酔用を含む。）又は獣医用の機器（歯科用の機器、外科用以外の電気機器及び針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の外科用の手道具を除く。）並びにその部分品及び附属品並びに単に電動機で作動する機器（歯科用のものを除く。） 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。） 一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもののうち ストップウォッチ以外のもの
九〇・二二	七・五%	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。） 二 その他のもののうち 電気時計以外のもの
九一・〇二	一五%	その他の時計 三 その他のもの （一） その他のもの ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。） 一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもののうち ストップウォッチムーブメント以外のもの
九一・〇七	一三・五%	
九一・〇四	一三・五%	
九一・〇七	一三・五%	
九一・〇七	一五%	

九一・一一	その他の時計部分品	一・二・五%
九二・〇一	三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板 ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハーブ（エオリアンハーブを除く。） (1) ピアノ (2) その他のもの	一〇% 七・五% 七・五%
九二・〇二	その他の弦楽器	七・五%
九二・〇四	アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカのうち （アコーディオン及びハーモニカ）	一〇%
九二・〇五	その他の吹奏楽器	七・五%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器	七・五%
九二・〇八	オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛のうち オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器 オルゴールその他これに類するものを除く。）以外のもの	一〇%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一 蓄音機用レコード (1) その他のもの B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの いすその他の腰掛け（寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。）及びその部分品	一〇%
九四・〇一	一枚につき八五円	

九四・〇三	二 とう製のもの 三 その他のもの その他の家具及びその部分品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	一五% 一〇% 一五% 一五% 一〇%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品（たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨脹させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。）並びにマットレスサポート 一 寝具及びこれに類する物品 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 二 その他のもの アイボリーの加工品及び製品 一 ぞうげのもの 二 その他のもの	一五% 一〇% 一〇% 二〇% 一〇% 一〇%
九五・〇二	骨の加工品及び製品 角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 二 その他のもの コロソその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
九五・〇四	黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む。）、こはく（凝結したものを含む。）又は海泡石（凝結したものを含む。）の加工品及び製品	一〇%
九五・〇五	成形成品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。）並びに他の号に該当しないその他の成形成品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く。）及び製品 二 その他のもの	一〇% 一〇%
九五・〇六		
九五・〇七		
九五・〇八		

九六・〇二	その他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く）並びにモップ	一〇％
九六・〇三	二 その他のもの （一）歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆 （二）機械の部分品として使用するブラシ （三）その他のもの	七・五％
九六・〇四	ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	一〇％
九六・〇五	化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。）	五％
九六・〇六	二 その他のもの 手ふるい（材料を問わない。）	一〇％
九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車	一〇％
九七・〇二	人形	一〇％
九七・〇三	娯楽用の模型及びその他のがん具	一〇％
九七・〇四	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）	一〇％
九七・〇五	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品 二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一〇％
九七・〇六	三 その他のもの カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストックキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	一五％
九七・〇七	運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）	一〇％
九八・〇一	一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 三 その他のもの 釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具 ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む）並びにこれらのブランク及び部分品	一〇％

九八・〇三	(一) その他のもの 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)	二〇%
九八・〇四	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル (一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A ボールペン	二〇%
九八・〇五	B その他のもの (一) その他のもの ペン先及びニブポイント 二 その他のもの 鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	七・五%
九八・〇七	一 鉛筆 三 その他のもの 日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式のコンポジションステイック及びこれを有する手動式の印刷用セット	一〇%
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)	七・五%
九八・一〇	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一〇%
九八・一一	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴	二〇%

別表第二 農水産物等特恵関税率表

関税定率法 別表の番号	品名	税率
九八・一一	石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	二〇％ 一〇％ 二〇％ 一〇％ 二〇％ 一〇％ 一〇％

関税定率法 別表の番号	品名	税率
〇二・〇六	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。） 二 その他のもののうち うに（卵を含む。）のもの 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるかどうかを問わない。）並びに鳥のわた毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	七・五％
〇五・〇七	一 羽毛及び翼 さんご及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工したもの（を除く。）軟体動物の殻（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びに軟体動物の殻の粉及びくず	五％

〇六・〇三	一 さんご 切花（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） 樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分（切花を除く。）、こけ、地衣及び草（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） 乾燥野菜（全形のものの、切つたものの、砕いたもの及び粉状にしたものに限るものとし、さらに調製したものを除く。）のうち たまねぎ及びしいたけ以外のもの なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 一 バナナ （一）干しバナナ 二 パイナップルのうち 乾燥のもの 四 その他のものうち アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（乾燥のものに限る。）並びにココヤシの実及びブラジルナット いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。） 二 干しいちじく ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。） 二 干しぶどうのうち かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） 冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー	一〇％ 無税 一〇％ 無税 一〇％ 五％ 無税 五％ 五％ 五％
-------	---	---

〇八・一一	サップ及びレイシ 一時的に貯蔵した果実(たとえは、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) 三 その他のものうち パイヤ、ポボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一〇%
〇八・一二	乾燥果実(第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。)のうち パイヤ、ポボー、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ こしより属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント 一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎し又は混合したもの 丁子(果実、花及び花梗に限る。) 一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎したもの 肉づく、肉づく花及びカルダモン類 二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの B 粉碎し又は混合したもの アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニバーの種 一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎し又は混合したもの	七・五%
〇九・〇四	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎し又は混合したもの	五%
〇九・〇七	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎したもの	無税
〇九・〇八	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの	五%
〇九・〇九	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの	無税
〇九・一〇	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの	五%
〇九・一一	一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの	無税

[illegible]

一五・一一	グリセリン、グリセリン水及びせつけん廃液	八%
一五・一二	二 その他のもの	無税
一五・一四	動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）	六%
一五・一五	鯨ろう（粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。）	無税
一五・一六	みつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	七・五%
一六・〇二	二 その他のもの	七・五%
一六・〇三	植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	無税
一六・〇四	一 カルナバろう	無税
一六・〇五	二 その他のもの	無税
一八・〇三	肉又はくず肉のその他の調製品	一〇%
一八・〇四	一 なまこ、くらげ又はうに（卵を含む。）のもの	一〇%
	肉エキス及びミートジュース	一〇%
	魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）	七・五%
	一 キャビア及びその代用物	
	二 その他のもの	
	魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。）	一〇%
	魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。）	一五%
	甲殻類又は軟体動物の調製品	
	一 くん製のもの	
	えび	五%
	二 その他のもの	一〇%
	帆立貝、貝柱及びいかを除く。	一〇%
	その他のもの	五%
	いか（気密容器入りのものを除く。）以外のもの	一〇%
	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）	一〇%
	脱脂してないもの	一〇%
	その他のもの	無税
	カカオ脂	無税

一八・〇五	ココア粉（甘味を付けたものを除く。）	一五%
一八・〇六	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品	
一九・〇一	二 その他のもの （一） その他のもの 麦芽エキス	一二・五%
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	七・五%
一九・〇八	パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。）	一二%
二〇・〇一	一 砂糖を加えたもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ及びせんべいを含む。）以外のもの 二 その他のもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ及びせんべいを含む。）以外のもの 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。） 一 砂糖を加えたもの パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの 二 その他のもの パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの 調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	一七・五%
二〇・〇二		二〇%
		一〇%
		一五%

一 砂糖を加えたもの	一七・五%
二 その他のもの	
(一) その他のものうち	
アスパラガス、たけのこ、グリーンピース、マッシュポテト、ポテトフレーク及びきのこ以外のものうち	
にんにくの粉	一五%
気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一二・五%
その他のもの	一二%
トマト	
その他のものうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一五%
二〇・〇三	
冷凍果実(砂糖を加えたものに限る。)のうち	
パイナップル、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	
砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	一七・五%
二〇・〇四	
その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。)	二〇%
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
(一) その他のものうち	
桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット(砂糖を加えたものを除く。)	二〇%
バナナ、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)	二〇%
二 その他のもの	
(一) その他のものうち	
桃、なし、さくらんぼ、アプリコット、ミックストフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツ	二〇%

二〇・〇七	
カクテル	一五%
バナナ、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)	
ココヤシの実、ブラジルナット、カシエーナット、パラダイスナット、マカダミア及びヘーゼルナット	一五%
果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。)	
二 野菜ジュース	
(一) 砂糖を加えたものうち	
トマトジュース以外のもの	一二%
(二) その他のものうち	
トマトジュース以外のもの	一二%
チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	七・五%
一 砂糖を加えたもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一五%
その他のもの	一〇%
二 その他のもの	
(一) その他のもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一五%
その他のもの	一〇%
一 ソース	
ソースその他の混合調味料	一二・五%
(二) その他のものうち	
フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	七・五%
スーパ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)野菜スーパ(気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。)	一二・五%
その他のもの	一五%

二一・〇六	酵母（活性のものであるかどうかを問わない。）及び調製したベーキングパウダー		
	一 酵母		
	(一) 活性のもの	二一・五%	
	(二) その他のもの	五%	
二一・〇七	二 ベーキングパウダー	二一・五%	
	調製食料品（他の号に該当するものを除く。）		
	一 砂糖を加えたもののうち		
	飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限り）及びビーナツバター	二五%	
	二 その他のもの		
	(一) アルコールを含有しない飲料のものうち		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二〇%	
	(二) その他のものうち		
	ビーナツバター	一〇%	
	ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）	二一・五%	
	ひじき	一〇%	
二一・〇三	ビール		
二一・〇四	ぶどう搾汁（発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。）	無税	
二一・〇五	ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	無税	
	一 シャンパンその他のスパークリングワイン		
	一 リットルにつき三二五円		
二一・〇六	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスをより香味を付けたものに限る。）		
二一・〇七	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード）		
	一 清酒及び濁酒		
	二 その他のもの	無税	
二一・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（い	一リットルにつき五円	

別表第三 鉱工業産品等特恵関税率（二分の一軽減税率）適用品目表

関税率法別表の番号	品名	税率
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無税
	二 その他のもの	
	(一) テルピネオール、メントール及びボルネオールのうちメントール	無税
	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	無税
二九・二三	三 グルタミン酸ソーダ	六%
二九・四二	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
	三 その他のもの	
	(一) 硫酸ニコチン	無税
三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド	無税
	一 精油	
	(一) グラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち	無税
	二 その他のもの	六%
二二・一〇	食酢及びその代用物	無税
二二・一〇	甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	無税
二三・〇七	一 飼料用調製品	無税
	二 リキュールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。）	一リットルにつき五円
	(一) 合成清酒及び白酒	一リットルにつき七五円
	(二) その他のもの	一リットルにつき四五円
	三 その他のもの	
	四 その他のもののうち	
	エチルアルコール	一リットルにつき一〇円
	その他のもの（ラムを除く。）	一リットルにつき一〇円
	わゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの	
	一 エチルアルコール及び蒸留酒	
	(一) ジン	

三三・〇四	(一) その他のもののうち ペーパメント油(メンタルアルペンシスから採取したものに限る。)
三五・〇一	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をも とした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の 工業において原料として用いるものに限る。)
三五・〇二	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼインゲル
三五・〇三	二 その他のもの
四一・〇二	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体
四一・〇三	牛革(水牛革を含む。)
四一・〇四	羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除 く。)
四一・〇五	やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを 除く。)
四一・〇六	パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザー
四一・〇七	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行 用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入 れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、眼鏡、宝石、びん、カラー、 はき物、プラスチックその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容 器(革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチック のシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
四四・〇五	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもの、さら に加工しないものうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)
四四・〇六	四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの
四四・〇七	木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るもの とし、さらに加工したものを除く。)、薄板及び合板用单板(厚さが五ミリメー トル以下のものに限る。)
四六・〇二	二 その他のもののうち 合板用单板 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限 るものとし、敷物及びすだれを含む。)
五〇・〇一	二 その他のもの
五〇・〇二	(一) その他のものうち いぐさ製又は七島製のもの
五〇・〇三	繭糸(繭糸に適するものに限る。)
五〇・〇四	絹糸(絹糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。)
五〇・〇五	絹紡糸(絹紡糸及び小売用の糸を除く。)

五一・〇四	人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第 五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。)
五三・〇一	毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)
五五・〇五	綿糸(小売用の糸を除く。)
五五・〇六	二 その他のもの
五五・〇七	(一) その他のもの
五五・〇八	その他の綿織物
五五・〇九	人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。)
五七・〇六	黄麻糸
五七・〇七	黄麻織物
五八・〇二	じゅうたん、じゅうたん地その他の織物類の敷物(結びパイルのものを除くとも に、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを 含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)
五八・〇三	パイル織物及びミニール織物(第五五・〇八号に該当するテリタオル地そ の他のテリ織りの綿織物及び第五五・〇五号に該当する織物類を除く。)
五八・〇四	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類(第五 八・〇六号に該当する物品を除く。)
五八・〇五	ししゅう布(モチーフを含む。)
五九・〇一	漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は網で作つたものに限る。)
五九・〇二	網地(ひも又は網で作つたものに限る。)
六〇・〇一	メリヤス織物及びクロセ織物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除 く。)
六〇・〇二	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたも の及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇三	くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用い たもの及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇四	下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたも の及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇五	外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るもの とし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)
六一・〇一	男子用の外衣類
六一・〇二	女子用又は乳幼児用の外衣類
六一・〇三	男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む。)
六一・〇四	ハンカチ
六一・〇五	ひざ掛け及び毛布
六二・〇一	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びに カーテンその他の室内用品
六四・〇二	はき物(本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック

六五・〇二	製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。 帽体（組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）
六七・〇四	かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他これらに類する物品（人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。）及び人髪製のその他の製品（ヘアネットを含む。）
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） 二 その他のも (一) その他のもの ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びびくず 二 塊 (一) ニッケル（合金を除く。）のもの ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）粉及びフレーク (一) ニッケル（合金を除く。）のもの B その他のもののうち 粉及びフレーク 電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。） アルミニウムの塊及びびくず 一 塊 (一) アルミニウム（合金を除く。）のもの 鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びびくず 一 塊 (一) 鉛（合金を除く。）のもの B その他のもの すずの棒、形材及び線 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）のうち 電子計算機械の部分品及び附属品 固定式又は可変式の蓄電器のうち 電力用のもの以外のもの（部分品を除く。）
八五・一八	

八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子 二 トランジスターその他これに類する半導体を有する物品 人形 娯楽用の模型及びその他のがん具
九七・〇二	
九七・〇三	

注 この表に掲げる物品には、関稅定率法別表（別表第一の稅率の適用があるときは、同表）において、その対応する稅率の欄で無稅とされているものを含まないものとする。

別表第四 特惠關稅例外品目表

關稅定率法別表の番号	品名
二七・〇九	石油及び壓青油（原油に限る。）
二七・一〇	石油及び壓青油（原油を除く。）並びに石油又は壓青油の調製品（調製品にあつては、石油又は壓青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は壓青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び壓青油（石油及び壓青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。） 石油ガスその他のガス状炭化水素 ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス 一 ゼラチン及びにかわ 衣類及びその附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板 生糸（よつてないものに限る。） 二 その他のもの 絹織物（絹ノイル織物を除く。） はき物（本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。） はき物の部分品甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金屬製のものを除く。）
四二・〇三	
四四・一五	
二七・一一	
三五・〇三	
五〇・〇二	
五〇・〇九	
六四・〇一	
六四・〇五	

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる關稅暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定を除く）、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定（別表第二から別表第四までに係る部分に限る。） 昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日
- 二 第七条の八第一項の改正規定（「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。） 昭和四十六年十一月一日
- 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条第一項又は第七条の六第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品及び同法第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。
- 4 附則第一項第一号に掲げる日の前日までの間においては、関税暫定措置法第八条の二第一項の規定の適用については、同項中「別表の税率の適用」とあるのは、「別表第一の税率又は同法第八条第三項の税率の適用」とする。
- 5 昭和四十六年度における改正後の関税暫定措置法第八条の四の規定の適用については、同条第一項前段中「当該年度に」とあるのは「特恵実施第一年度（関税率法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる日（以下この条において「特恵実施日」という。）から昭和四十七年三月三十一日までの期間をいう。）に」と、「加算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量を十二で除し、これに当該年度に含まれる月の数を乗じて得たもの」と、同条第三項中「四月一日」とあるのは「特恵実施日」と、「限度額等の二分の一に相当する額」とあるのは「限度額等を第一項に規定する月の数で除し、これにそれぞれ上半期又は下半期に含まれる月の数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。
- 6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第二十四条の表東京税関の項管轄区域の欄中「東京都」を「東京都 千葉県のうち成田市、香取郡大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町」に改め、同表横浜税関の項管轄区域の欄中「千葉県」を「千葉県（東京税関の管轄に属する地域を除く。）」に改める。

昭和四十六年二月二十四日印刷

昭和四十六年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B